

## 会計教育研究

Vol.5

### 目次

平成30年度 会計教育研究所の活動	会計教育研究所 所長 榎岡源一郎	1
◆第6回会計・税務研修会報告 e-Taxに関する最近の動向と今後の取組 ～電子申告義務化と税務行政の将来像～	菅 哲人	2
◆第3回会計・商業研修会報告 キャリア教育の歩みとこれからの課題 ～新学習指導要領を視野に入れて～	鹿嶋研之助	10
◆会計教育研究論文 会計・税務におけるICT化と職業会計人の役割の変化	榎岡源一郎 谷川喜美江	17
ICT活用による簿記教育発展の可能性 ～高等学校における会計帳簿に関する簿記教育の検討～	渡邊 圭	22
高等学校における簿記教育の指導法に関する事例研究 ～事例から見たキャリア教育の関係性～	相原 安澄	30
◆平成30年度 瑞穂会報告		38

# 平成30年度 会計教育研究所の活動について



会計教育研究所所長 榎岡源一郎

会計教育研究所が平成24年4月1日に設立されてから7年が経とうとしている。設立当初は、会計教育の実践の場として設立された「瑞穂会」を会計教育研究所の組織に加え、公認会計士や税理士といった会計プロフェッショナルの資格取得を目指す人材の育成を図りながら、会計教育に係る研究・調査・研修を中心に活動をしてきた。会計教育研究所は、会計教育研究、商業教育研究、企業の実態を調査研究する研究プロジェクト、公認会計士、税理士、ファイナンシャル・プランナー、商業教育に携わる教員やこれらを目指す方を対象とした研究会・研修会の開催、会計教育実践の場である「瑞穂会」の運営が主たる活動である。平成27年4月1日には、会計教育研究所の会計教育部門の他に、商業教育部門を新たに設けて、会計・商業教育についてさらに調査・研究を深めていった。

そこで、以下において平成30年度における会計教育研究所の活動概要について示すこととする。

まず、平成25年度から年1回実施している会計・税務研修会（同日に開催された創立90周年記念事業の一環として学長プロジェクト1と共催）を今年度も開催した。平成30年12月1日に第6回会計・税務研修会として、国税庁長官官房企画課情報技術室長の菅哲人先生を講師に招き、「e-Taxに関する最近の動向と今後の取組～電子申告義務化と税務行政の将来像～」というテーマで開催した。本研修会については本誌に概要をまとめている。

また、平成27年度より年1回実施している会計・商業研修会についても開催した。平成30年3月17日に第3回会計・商業研修会として、会計教育研究所商業教育部門参与の鹿嶋研之助先生を講師に招き、「キャリア教育の歩みとこれからの課題－新学習指導要領を視野に入れて」というテーマで開催した。鹿嶋研之助先生から、各教科・科目の分野に関するキャリア教育の研究が今後の課題であるという見解を示されていた。開催が平成29年度末であったため本誌に概要をまとめている。

本年度は、平成31年3月23日に第4回会計・商業研修会として、千葉県県立高等学校教諭の荒木真彦先生を講師に招き「生徒の進路意思決定に有用な商業教育と検定試験を活かした指導法について」というテーマで開催を予定している。本研修会の概要については、来年度において報告することとする。

つぎに、「瑞穂会」での研究は、会計教育の実践の場と

して日商簿記検定1級から3級及び税理士試験の一部科目（簿記論・財務諸表論）の講座を開講し、会計教育の実践に関する研究を毎年継続している。本誌では本年度における研究成果として、会計教育研究所専任講師である渡邊圭が、平成30年3月に文部科学省が公表した「高等学校学習指導要領」で新たに追加された教科商業の簿記科目の内容である「会計ソフトウェアの活用」についてICTを活用した会計帳簿の製作・利用という観点から指導法を示しており、これらの知識及び技術を生徒に身に付けさせるためにも検定指導は簿記教育の重要な要素の1つであると指摘している。会計教育研究所助教の相原安澄は瑞穂会で開講している日商簿記検定3級講座の指導計画を高等学校で実施できるように編成し、補習等の授業も指導計画に組み込む包括的指導計画に基づいて、事例研究を行い、正課授業外における検定指導の実行可能性について検討を行っている。また、日商簿記検定1級・2級を取得した瑞穂会受講生でスタッフを構成し、相原安澄を中心に本学の文化祭で飲食店を出店した。会計的知識を活かしながら2日間にわたり学生達が経営を行った結果、見事売上高がトップとなり、多くの利益を計上した。

「瑞穂会」では、資格の大原 大原大学院大学主催の全国大学対抗簿記大会では1級の部において、団体戦全国優勝7連覇という快挙を成し遂げ、11月に開催された大会では個人戦の全国優勝もしている。資格の学校TAC主催の簿記チャンピオン大会では、初となる団体戦全国優勝を果たした。

今年度は「瑞穂会」所属の学生が日商簿記検定1級に21名合格し全国平均より高い合格率であり、合格者数も過去最多であった。税理士試験は簿記論3名、簿記論・財務諸表論同時合格1名の計4名が科目合格した。最近では、「瑞穂会」で学び、検定試験を受験する学生が増えており、全講座で平成27年度受験者数は253名、平成29年度受験者数は340名であり、平成27年度と平成29年度を比較すると約34%増となっている。

また、会計教育研究所では、商業教育の職を志す者を対象とした教育研究活動も行い、商業教育指導者の育成を進めている。来年度もまた会計教育研究所の専任教員・兼任研究員一丸となって、教育・研究それぞれの部門でのよりよい成果が報告できるよう邁進していきたいと考えている。

## e-Taxに関する最近の動向と今後の取組 ～電子申告義務化と税務行政の将来像～

菅 哲人

### 1 大法人の電子申告義務化について

#### (1) 制度成立までの背景

平成30年度税制改正において、「大法人の電子申告義務化」が措置された。その出発点となったのが、平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」である。

その中で、事業者目線での規制・行政手続コストを削減するため、規制改革や行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たなメカニズムを導入する考え方が示された。その上で、本格的にそれらを進めるべき重点分野を選定し、規制や行政手続コストの削減目標を決定し、計画的な取組を推進することとされた。その後、その重点分野に国税分野が選定され、「規制改革推進会議」で行政手続コストの削減目標が検討された。

こうした検討を経て、平成29年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定され、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会の取りまとめに沿って取り組みを進めるといふ方針が打ち出された。

ただし、国税の手続については、他の行政手続とは大きく異なる事情が2点あった。1点目は、事実関係の立証責任が原則として、課税庁側にあること、2点目は、今後、事業者の方々には、消費税の軽減税率導入などに伴う事務を行っていただく必要があり、事務負担の大幅な増加が避けられない状況にあることである。

一方、諸外国においては電子申告の利用率の大幅な向上が行政コストの削減に寄与していると考えられた。こうした点が考慮され、国税の手続については、行政手続コストの20%削減の代わりに法人のe-Tax利用率を数値目標とすることになった。具体的には、①電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税、消費税の申告について、電子申告の利用率100%、②中小法人の法人税、消費税の申告について、電子申告の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されること

を前提として電子申告の利用率が100%という数値目標が設定された。

また、これと併せて、電子納税の一層の推進、e-Taxの使い勝手の大幅改善、地方税との情報提携の徹底等を通じた手続の電子化・簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進めることとされた。

#### (2) 「大法人電子申告義務化」制度の概要

平成30年度与党税制改正大綱の「基本的考え方」において、税務手続の電子化等の推進の趣旨が述べられている。具体的には、「税務手続においても、ICTの活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要である」とされ、続けて「このため法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する」とされた。

まず、1の義務化の対象となる税目は、申告手続が一体として行われるものを一つとして数えると、法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税の実質二つとなる。また、地方税の法人住民税及び法人事業税についても義務化されている。

次に、2の対象法人の範囲については、まず(1)の法人税及び地方法人税については、内国法人のうち、その事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人と、相互会社や投資法人及び特定目的会社が対象となる。

一方、財務基盤に関する安定的な指標が存在しない非出資法人や、電子証明書に係る認証サービスを十分に受けることができない外国法人は今回の義務化の対象となっていない。

(2)の消費税及び地方消費税については、法人税等の義務化の対象法人に加え、国及び地方公共団体も対象となる。

3の対象手続については、確定申告書だけでなく、中間申告書や修正申告書等も対象となる。

## ○ 制度の概要

### ○ 電子申告義務化の概要（1/2）

#### 1 対象税目<sup>(注1)</sup>

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税

#### 2 対象法人の範囲<sup>(注2)</sup>

##### (1) 法人税及び地方法人税

① 内国法人のうち、その事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額（以下「資本金の額等」という。）が1億円を超える法人

② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

##### (2) 消費税及び地方消費税

(1)に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体

#### 3 対象手続

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書（以下これらを総称して「申告書」という。）

(注1) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化される。

(注2) 義務化対象法人には、人格のない社団等及び外国法人は含まれない。

## ○ 制度の概要

### ○ 電子申告義務化の概要（2/2）

#### 4 対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

#### 5 例外規定

電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であると認められる場合<sup>(注3)</sup>において、書面により申告書を提出することができるものと認められるときは、納税地の所轄税務署長の事前の承認を要件として、法人税等の申告書及び添付書類を書面によって提出することが可能。

#### 6 届出規定

電子申告の義務化の対象となる法人は、納税地の所轄税務署長に対し、適用開始事業年度等を記載した届出書（「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」）を提出することが必要。

#### 7 適用日

平成32(2020)年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

(注3) 電子的に提出することが困難であると認められる具体的な事例

区分	具体的なケース
災害	自然災害・サイバー攻撃・停電等により企業内のインターネット環境に障害が発生し、オンライン手続が一時的に不能となった場合
その他の理由	経営成績の悪化(経営破たん)等により、インターネットの利用契約を解除した場合

4の対象書類については、「申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て」が対象となっており、提出する書類はその書類に応じて提出する際のデータ形式が指定されている。

5にあるとおり一定の場合に書面による提出が可能となる例外規定が設けられている。その要件に該当しないにもかかわらず、電子申告を行う義務がある法人が書面による申告をした場合、その書面による申告は無効となり、無申告加算税の対象になる場合がある。

6の届出規定については、『「e-Taxによる申告の特例」に係る届出書』は既にe-Taxを利用している法人にも提出いただく必要がある。

7の適用日は、2020年4月1日以後に開始する事業年度あるいは課税期間からとなる。例えば3月決算の法人の場合は、2020年11月末に法人税の中間申告を電子申告していただくことになり、消費税については、納税額が多い場合や課税期間の特例を適用している場合には更に早くなるケースもある。

これまで電子申告を利用されていない、あるいは部分的に電子申告を利用されている法人には、これらの申告期限に添付書類を含めた電子申告ができるよう、遅滞なく計画的に対応していただきたい。

### (3) 申告書の電子化促進のための環境整備

次に、今回の電子申告義務化と併せて実施する、電子申告を行うための環境整備について説明する。

これらの施策は、大法人の皆様や税理士会などから頂いたご意見・ご要望を踏まえ、技術的な対応可能性の観点やコスト面などからの検討を行った上で実施することとなったものである。また、この施策は、義務化の対象外である中小法人も対象としている。

この利便性向上施策として実施する具体的な項目としては16あり、大別すると、①PDF形式で送信済みの添付書類の保存不要化や勘定科目内訳明細書の記載簡素化などの「提出情報等のスリム化」、②法人税申告書別表等についてCSV形式での提出を可能とするなどの「データ形式の柔軟化」、③送信容量の拡大や添付書類の光ディスクによる提出を内容とする、「提出方法の拡充」、④国税・地方税当局にそれぞれ提出いただいている財務諸表など、「提出先の一元化」、⑤法人代表者の電子署名等に係る、「認証手続の簡便化」、⑥受付時間の拡大など、「その他の施策」に分かれる。

紙面の都合上、全ての施策については取り上げられないので、16の施策から比較的多数の法人に関係するものをいくつかご紹介する。

○ e-Taxにおける利便性向上施策等		
施策名	概要	適用開始時期(予定)
提出情報等のスリム化	① イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化(全税目)	平成30年4月以後の申請等(実施済)
	② 土地収用証明書等の添付省略(保存義務への転換)【書面申告も同様】 <sup>(※)</sup> (法人税)	平成30年4月以後終了事業年度の申告(実施済)
	③ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】 <sup>(※)</sup> (法人税)	平成31年4月以後終了事業年度の申告
データ形式の柔軟化	④ 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔軟化(CSV形式)〈国税庁が標準フォームを提供〉(法人税)	平成31年4月以後の申告
	⑤ 勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化(CSV形式)〈国税庁が標準フォームを提供〉(法人税)	平成31年4月以後の申告
	⑥ 財務諸表のデータ形式の柔軟化(CSV形式)〈国税庁が勘定科目コードを公表し、それを含んだ標準フォームを提供〉(法人税)	平成32(2020)年4月以後の申告
提出方法の拡充	⑦ e-Taxの送信容量の拡大(全税目)	平成31年1月以後の申告
	⑧ 添付書類の提出方法の拡充(光ディスクなどによる提出)(法人税、地方法人税)	平成32(2020)年4月以後の申告
提出先の一元化	⑨ 連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化【書面も同様】 <sup>(※)</sup> (法人税)	平成31年4月以後の加入・離脱等
	⑩ 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化(連結親法人が連結子法人の個別帰属額等の届出書をe-Taxにより提出を行うことが前提)(法人税)	平成32(2020)年4月以後終了事業年度の申告
	⑪ 財務諸表の提出先の一元化(財務諸表を法人税申告書に添付してe-Taxにより提出を行うことが前提)(法人税)	平成32(2020)年4月以後の申告
認証手続の簡便化	⑫ 法人代表者の電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能(法人が納税者となる全税目)	平成30年4月以後の申請等(実施済)
	⑬ 法人税等の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印制度の対象【書面申告も同様】 <sup>(※)</sup> (法人税、地方法人税)	平成30年4月以後終了事業年度の申告(実施済)
その他	⑭ e-Tax受付時間の更なる拡大(全税目)	平成31年1月以後の申告
	⑮ 法人番号の入力による法人名称等の自動反映(法人が納税者となる全税目)	平成31年4月以後の申告
	⑯ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除(法人税、地方法人税)	平成32(2020)年3月以後の申告

※ 【書面申告も同様】又は【書面も同様】と記載のあるものは、電子申告が義務化されていない中小法人等が行う書面申告等の場合であっても適用される制度。

### ○ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

法人税申告書に添付していただく勘定科目内訳明細書については、大法人の場合は記載件数が膨大になること、また、実務上、取引の相手先を支店ごと、事業所ごとに管理していることが多いなかで、明細書記載のために社内で相手先別に名寄せするのが大変だというご指摘があった。

そこで、記載内容の簡素化を図り、例えば、売掛金の内訳書については、①の上位100件のみを記載するやり方、あるいは②法人が支店・事業所別の合計金額を記載する方法を選んでいただけるように記載内容の簡素化を行った。

### ○ 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)及び勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化(CSV形式)

法人税申告書別表や勘定科目内訳明細書等はe-Taxで提出可能であるが、その際にはXML形式というデータ形式で送信する必要があった。

しかし、企業側からは、企業内のデータをXML形式に変換するための調整作業が煩雑である、また、現行様式の記載欄が数社分しかないため、特に記載件数が多数に上る大企業の場合には、同一の別表等を膨大な枚数作成する必要が生じ非効率だ、という指摘があった。

そこで、明細記載部分(別表の明細記載を要する部分)や勘定科目内訳明細書については、XML形式に加え、作成が比較的容易なCSV形式で提出できることとする予定である。

### ○ 財務諸表のデータ形式の柔軟化(CSV形式)

財務諸表については、XBRL形式で提出いただくことになっているが、この形式は企業開示で使用されている国際的な標準形式であるものの、企業側からは調整作業が煩雑との声を多くいただいた。

具体的には、上場企業が提出する有価証券報告書で利用できる勘定科目が約6,400に上るのに対してe-Taxで利用できる勘定科目が約1,600であり、勘定科目の順番や名称を変更する等の作業が必要であるほか、有価証券報告書の場合は入力単位が百万円であるため、税務申告書作成用、有価証券報告書作成用と異なる書式をそれぞれ作成することとなり、作成に多くの時間を要しているとのことであった。

その解決のため、e-Taxで利用できる勘定科目と有価証券報告書の勘定科目を系統的に紐付けできるように、国税当局において、企業開示において標準的に使用されている約6,400の勘定科目ごとに勘定科目コードを策定し、公表することとしている。

この勘定科目コードについては、民間ベンダーに対してもソフトウェア開発に際して採用するよう要請する予定である。

併せて、これを含むデータをCSV形式で提出することを可能とするよう開発する予定である。

### ○ 法人納税者の認証手の簡便化

認証手続に関しては、法人税法上、法人税の申告書に法人の代表者と経理責任者の両方の自署と押印が必要であることを受けて、電子申告にあっても法人代表者と経理責任者の両方の電子署名及び電子証明書が必要とされていた。

ところが、株主総会と申告期限が近接している企業が多い中で、株主総会で代表取締役が変更となった場合、新しい商業登記認証などを入手するのに2週間ほどかかるため、代表取締役の認証取得が申告期限に間に合わないというご意見を頂いた。

そこで、まず経理担当者の電子署名等を不要とした上で、法人の代表者の電子署名についても、法人が行う電子申告については、代表者が自ら電子署名をする代わりに、委任状を添付の上、代表者から委任を受けた役員若しくは従業員の電子署名でも可能とした。

### (4) 税務手続の電子化の今後について

税務手続の電子化はあくまでも手段にすぎず、改正の基本的考え方に示されているように法人の業務全体が電子化を前提として最適化され、社会全体が電子化のメリットを最大限享受できるようにすることが目的である。

国税当局としては、以上ご説明した利便性向上施策について周知を図りながら、税理士会や法人会等関係民間団体と協力し、e-Tax未利用の法人に対する個別勧奨や広報・周知等を一層進めていくこととしている。

法人納税者やその関与税理士の皆様には、今回の電子申告義務化を一つの契機にさせていただき、是非とも電子申告、電子納税を積極的にご利用いただきたい。

### ③勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】

#### 【概要】

勘定科目内訳明細書について、①記載省略基準の柔軟化（件数基準の創設）、②記載単位の柔軟化などの見直しを行う。

#### 見直し前

科目	相手先		期末現在高	摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)		

売掛金（未収入金）の内訳書では、記載要領において、  
 ① 期末現在残高が50万円以上であれば、全て記載  
 ② 相手先単位での記載（名称、所在地別）  
 等を定めている。  
 （他の勘定科目内訳明細書においても上記のように記載要領が定めている。）

#### 見直し後

科目	相手先		期末現在高	摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)		

記載すべき相手先が100件超の場合、①又は②の記載方法によることも可能とする。  
 ① 売掛金（未収入金）や買掛金（未払金・未払費用）など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目を対象に、上位100件のみを記載する方法  
 ② 受取手形の内訳書など、記載単位を（取引等の）相手先としている勘定科目を対象に、支店・事業所別の合計金額を記載する方法

※ 上記の見直しのほか、次の事項について記載内容の簡素化を図る予定。  
 ・貸付金及び受取利息の内訳書の「貸付理由」欄並びに借入金及び支払子利の内訳書の「借入理由」欄等を削除する。  
 ・雑益・雑損失等の内訳書における固定資産売却損益に係る記載を不要とする。  
 ・仮払金（前渡金）の内訳書、仮受金（前受金・預り金）の内訳書の「取引の内容」欄を「摘要」欄に変更し、自由記載とする。

### ④⑤法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化（CSV形式）

#### 【概要】

別表のうち明細記載を要する部分<sup>(注)</sup>や勘定科目内訳明細書について、現状のデータ形式（XML形式）に加え、CSV形式による提出を可能とする（国税庁から標準フォームを提供）。

（注） 所得税額の控除に関する明細書（別表6(1)）など

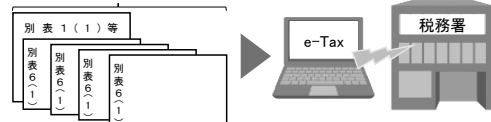
※ 財務諸表についても同様の施策を実施

#### 見直し前

企業内のデータをXMLに変換するための調整作業が煩雑。また、記載量が多くなる場合には、複数回数、同一の別表等を作成する必要が生じ、非効率。

区分	収入金額	課税標準額	控除額	控除率	控除後の課税標準額

XMLデータ



#### 見直し後

企業内データを変換するための作業が軽減される。記載量が多くなる場合でも、複数回数、同一別表を作成不要。

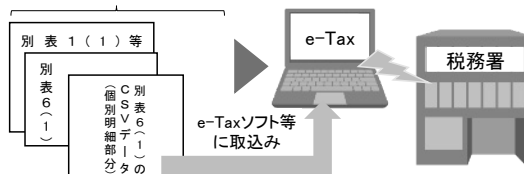
<Excelでの作成イメージ>

銘柄	収入金額	所得税額	配当等0左記のう所有期間	控除を受
A証券	1000000	30000	12 8	67% 20100
B証券	800000	10000	12 12	100% 10000
C証券	2000000	100000	12 3	25% 25000

CSV化(※)

※ CSVデータ作成用の標準フォーム(Excel)を提供予定。

XMLデータ + CSVデータ

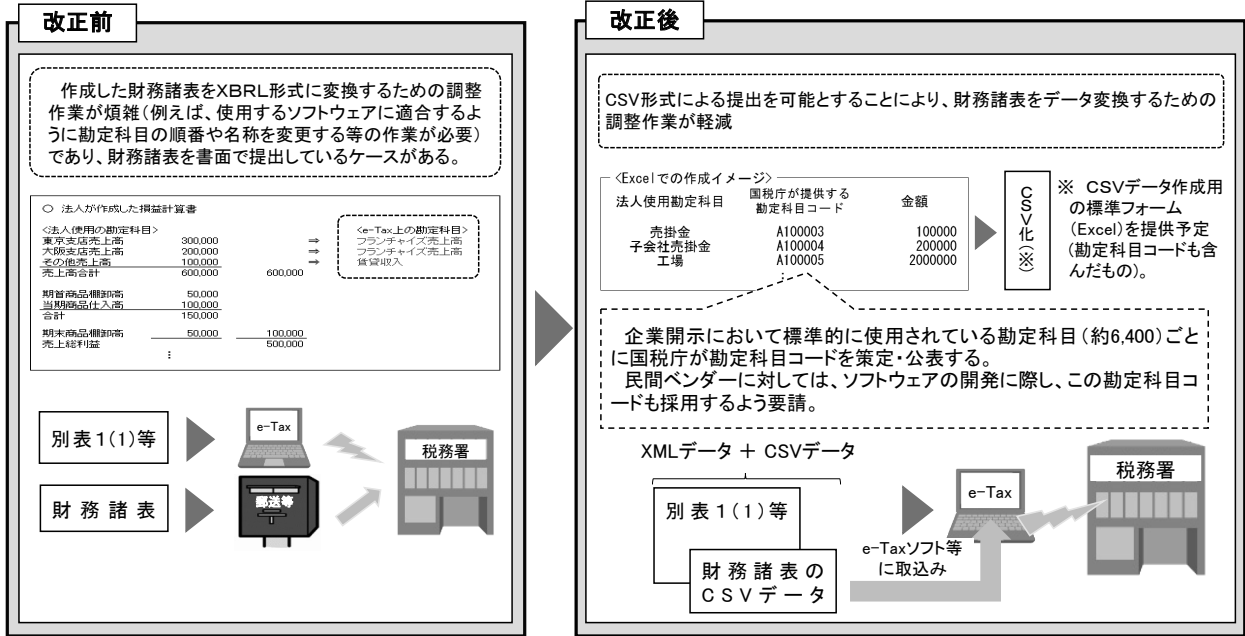


## ⑥財務諸表のデータ形式の柔軟化（CSV形式） <国税庁が勘定科目コードを公表>

### 【概要】

財務諸表について現状のデータ形式（XBRL形式）に加え、CSV形式による提出を可能とする（国税庁が勘定科目コードを策定・公表し、それを含めた標準フォームを提供）。

※ 「財務諸表の提出先の一元化」と同時期に実施。



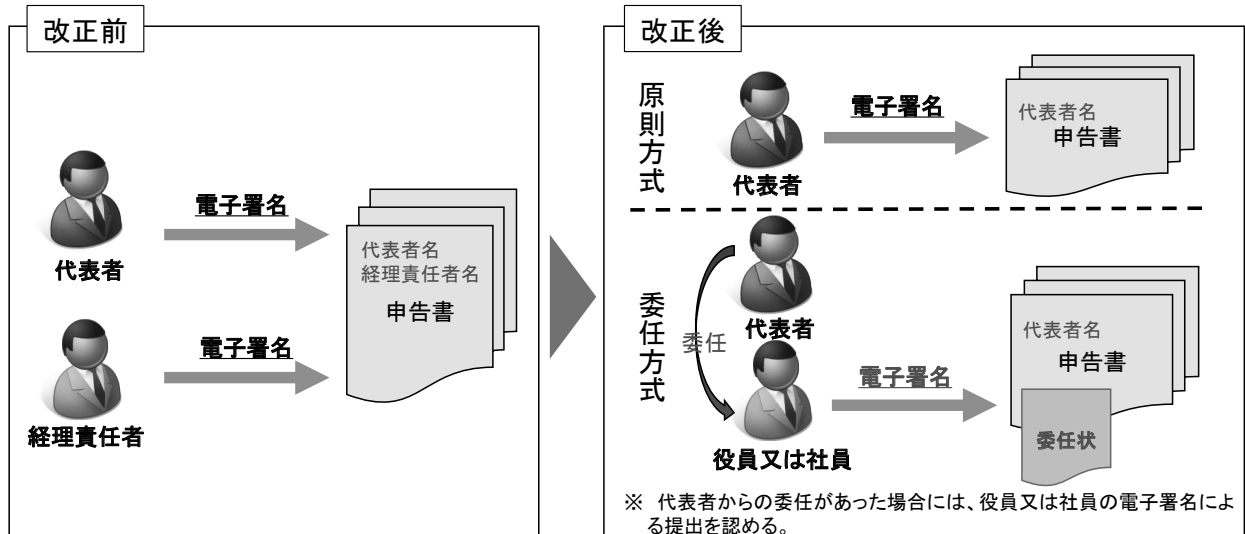
## ⑫⑬法人納税者の認証手続の簡便化

### 【概要】

平成30年度税制改正前は、法人税等の申告書については、法人税法第151条の規定により、代表者及び経理責任者の自署・押印が必要とされているところ。電子申告にあつては、原則、代表者及び経理責任者の電子署名及び電子証明書を併せて送信することが必要とされていた。

平成30年度税制改正後は、法人税法第151条が改正され、代表者及び経理責任者の自署・押印は不要となり、法人税等申告書を電子申告する場合には、経理責任者の電子署名及び電子証明書が不要となった。

また、法人が行う電子申告については代表者の電子署名に代えて、当該代表者から委任を受けた当該法人の役員又は社員の電子署名によることも可能となる（委任状を添付することが必要。）。





## 2「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況について

# 「税務行政の将来像」

2017年版

～ スマート化を目指して～

### 環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

### 検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

### 将来像

## スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)

ICT社会への  
的確な対応

税務手続の  
抜本的な  
デジタル化

税務署に  
出向かず簡便  
に手続が完了

納税者の利便性の向上  
(スムーズ・スピーディ)

カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化  
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用

重点課題への  
的確な取組

国際的租税回避  
への対応

富裕層に対する  
適正課税の確保

大口・悪質事案  
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

財務省設置法において、国税庁の任務は内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現と定められており、申告納税制度の下で、納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することが使命とされている。

この使命は今後も大きく変わることはないと考えられるが、税務行政を取り巻く環境のほうは大きく変化している。最近の例を挙げれば、ビットコインをはじめとする仮想通貨の取引の急増、パナマ文書等で明らかになった富裕層の国際的かつアグレッシブな租税回避、プラットフォームと呼ばれる一部の多国籍企業を通じた取引の普及などの環境変化は、国内外を問わず大きな税務上の課題を提起している。

私ども国税庁が、今後とも納税者の皆様の理解と信頼を得て、自らの使命を十分に果たしていくためには、その時々における課税・徴収上の個々の課題に対応していくことは当然である。加えて、税務行政の透明性の観点から、中長期的に目指すべき将来像について当局として考えていることを明らかにす

ることが重要と考え、平成29年6月に、「税務行政の将来像」をとりまとめ、公表した。

この将来像は、「納税者の利便性」を「スムーズ・スピーディ」に「向上」させることと、「課税・徴収」を「インテリジェント」なやり方に「効率化・高度化」させることを柱にしている。その実現は、情報システムの高度化や外部機関の協力が前提となるが、税務行政が概ね10年後にはこうなっているというイメージを示したものである。その実現に向けては、AI技術等のICTを活用しながら、段階的に取り組むこととしている。

「納税者の利便性の向上」について、1点目の「カスタマイズ型の情報配信」については、ICTやマイナンバーの活用によるデジタル化を推進し、税務相談や申告・納付の手続をスムーズかつスピーディなものにするということである。

2点目の「税務相談の自動化」は、メールやチャットなどを活用して、税務当局と納税者等との相談チャネルの多様化を図りつつ、その回答内容については、相談内容をAIが分析することにより、システ

ムが自動的に最適な回答を行うということである。

3点目の「申告・納付のデジタル化の推進」については、さきほど、大法人の電子申告の義務化のところでもその背景や環境整備の内容を説明したが、個人の電子申告や年末調整、納付などの税務手続についてもデジタル化を進めていくということである。

具体的には、税務署に出向かず申告手続が完了するための取組として、今年分の確定申告からスマートフォンやタブレットによる電子申告が可能となるほか、e-Taxの利用手続が簡便になる。また、年末調整手続の簡便化も進める。

また、納付手続のデジタル化の推進に向けた取組については、ダイレクト納付について本年1月から複数口座の利用を可能にするなど、電子納税を推進する取組を進めている。

次に「課税・徴収の効率化・高度化」について、1点目の「申告内容の自動チェック」については、申告内容を、国税当局が保有する資料情報データ等と、マイナンバーや法人番号をキーとしてシステム上でチェックすることにより、申告漏れの所得・資産の有無や税法の適用誤りの有無等を効率的に把握することができるようになることが考えられる。

2点目の「軽微な誤りのオフサイト処理」については、システムを活用した申告内容の審理の結果、軽微な誤り事項等が把握された納税者に対して自動的に行われた是正の依頼に対して、納税者から応答がない場合などは、別途、行政指導を担当するコールセンターから、オペレータが電話等により直接、是正依頼等を集中的に実施するということが考えられる。

3点目の「調査・徴収でのAI活用」については、調査関係においては、大口・悪質な事案に対して重点的かつ深度ある調査をこれまで以上に行っていくため、まず、過去の接触実績や資料情報のシステム的なチェックに加え、統計分析の手法を活用することにより、納税者ごとの調査必要度の判定を精緻化するということである。あわせて、最適な接触方法や調査が必要な項目について、システム上に的確に提示されるようになることが望ましいと考えている。

国税庁としては、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図るべく、税務手続の電子化を一層推進したいと考えている。その実現のために皆様の理解と協力を引き続きお願いしたい。

## プロフィール



### 菅 哲人

一橋大学 法学部 卒業。

ノースウエスタン大学大学院 Tax-LL.M 修了。

平3年4月に国税庁入庁後、国税庁国税企画官兼税理士監理室長(平26年7月～)、財務省主税局 税制第一課企画官(平27年7月～)、関東信越国税局課税第一部長(平29年7月～)等を経て、平30年7月より現職(国税庁 長官官房 企画課 情報技術室長)。

## キャリア教育の歩みとこれからの課題 —新学習指導要領を視野に入れて—

鹿嶋 研之助

### 1 キャリア教育の始まり

わが国のキャリア教育の始まりは1999年の中教審答申(以下、'99答申と略)にあると言われている。答申で「学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るためのキャリア教育を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある」と提言されたことを契機に、国のキャリア教育への取組が始まったからである。

キャリア教育は、1970年代から1980年代にかけてアメリカで展開された教育改革運動ともいえるべき教育活動であるが、当時、わが国の教育行政において取り上げられることがなかった。一部の研究者と進路指導に熱心な教員が知っている教育活動ではあったが、ほとんど知られていなかった。

'99答申の主たる内容は、初等中等教育と高等教育つまり高校と大学との接続の改善に関する事柄で、この答申をきっかけに大幅に推薦入試やAO入試が大学入試に導入されることになった。その意味で画期的な答申である。しかし、その審議の過程で委員から、学校と学校との接続だけが問題ではなく、学校と社会との接続にも問題があるのではないかという意見が出た。審議が行われていた'99年はいわゆる“バブル”が弾けて4～5年後で、若者の就職難、非正規雇用の増大、若者の早期離職といった若者をめぐる雇用問題が社会問題化し始めていた時期であった。そういった状況を踏まえて、高校、大学等から社会に円滑に移行し、適応していく能力、態度をどのように育てていくのが審議され、答申に小学校段階からのキャリア教育の推進が盛り込まれることになったのである。

しかし、既述のように、キャリア教育を知る者はほとんどおらず、これを小学校段階から行うにあたっては、まずそれがどのような教育活動であるのかを明らかにする必要がある。そのため、国立教育政策研究所(以下、国研と略)での調査研究が行われ、'02年に報告がまとめられた。報告は、キャリア教育について、概略、“キャリア教育は、児童生徒

のキャリア発達を促す教育である。つまり子どもたちの発達課題の一つにキャリア発達があり、この発達課題を達成するために行われる指導・援助がキャリア教育である”とした。また、その上で、図表1のように小・中・高校段階別に児童生徒の発達課題を示した。

さらに報告書は、各発達段階における発達課題を達成するために児童生徒に育成すべき能力・態度を、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」に大別した上で、それらの能力を、例えば、「自分の良さや個性が分かり、他者の良さや感情を理解し、尊重する」など具体的な能力・態度で示して、それを表にまとめて提案した。(提案の表は字数の関係で省略)

### 2 その後の調査研究や施策及び2011年の中教審報告

上記の経過を踏まえて、文科省は'04年からキャリア教育の本格的実施に取り組み始めることになった。

まず、'04年に調査研究協力者会議を立ち上げ、報告書(以下、'04報告書と略)で、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」とキャリア教育を定義するとともに、その教育的意義や学校での推進方策を示した。また同年に、地域の小・中・高校が3年間にわたってキャリア教育の実践研究に取り組む研究指定事業をスタートさせ、いよいよキャリア教育が学校での実践に移されることになった。次いで'05年からは、『中学校職場体験ガイド』を皮切りに、学校でのキャリア教育の実践を支援するためのガイド、手引き、事例集、パンフレットを次々に刊行して、学校、教委等に配布した。'04年以降、キャリア教育は国の主導の下で積極的に推進が図られたのである。

'08年に小・中学校学習指導要領、'09年に高等学校学習指導要領が改訂され、キャリア教育の一層の推進が期待された。しかし、小・中学校の学級活動や高校のホームルーム活動(以下、HR活動と略)の内容にキャリア教育に関わる指導内容が盛り込まれ、改訂を告知した事務次官通知でキャリア教育の推進が謳われたものの、小・中学校学習指導要領に

キャリア教育の語はなく、高等学校学習指導要領の総則で“キャリア教育の推進”が述べられるにとどまった。結果、この改訂がキャリア教育に十分な推進力を与えたとは言い難い。

今日にいたるキャリア教育の方向性に大きな影響を及ぼしたのが、'11年の中教審キャリア教育・職業教育特別部会報告（以下、'11部会報告と略）である。前年に設置された同部会では、改めてキャリア教育とはどのような教育か、何を目指して、どのような資質、能力を育成すべきかなどについて審議された。この報告について着目すべきは、まず、キャリア教育を「一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成することを通して、キャリア発達を促す教育」と定義したことである。この定義は、キャリア教育がキャリア発達を促す教育であるという点では、'04報告書の定義を追認するものであった。次に、報告が児童生徒等のキャリア発達を促すために育成すべき資質、能力について新たな提案をし、それを図表2（一部筆者が加筆）に表して、概略、次のように説明したことである。

“人が社会的、職業的に自立するために必要な資質、能力の育成は学校教育全体が担っている。小学校段階から養われる基礎的、基本的な知識、技能、あるいは高校、大学や専門学校で養われる専門的な知識、技能、これらなくしては、人の社会的、職業的自立はあり得ない。その意味では、学校が行う教科等の教育は、子どもたちの将来における社会的、職業的自立のために必須である。また、教科等の教育で養われる論理的思考力、創造力、価値観もまた必須である。しかし、小学校から大学まで行われる教科教育、専門教育では、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」といった、社会的、職業的自立に不可欠な資質、能力を十分に養うことはできない。このような資質、能力を「基礎的・汎用的能力」と呼び、キャリア教育は、それらの資質、能力を育成するものである。”

つまり報告は、キャリア教育とは、社会的・職業的自立に必要な資質、能力を育成するものであるが、その内、教科教育では必ずしも十分に養うことができない「基礎的・汎用的能力」－「人間関係形成・

社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」－の育成を担うものとしたのである。

そこで生じる一つの問題は、'11部会報告が提案した4つの能力と'02年に国研が提案した4つの能力とがどのように対応しているかということである。筆者は、これら二つの4能力を具体的な資質、能力・態度、例えば「…多様な他者と、場に応じた適切なコミュニケーションを図る」などについて対照表（本稿では字数の関係で省略）を作成して比較、対照した。結果、両者が提案している資質、能力・態度は、ほとんど同じであることが判明した。これが意味するところは、学校がキャリア教育に取り組むに当たっては、どちらの4能力育成であつてもかまわないということである。

### 3 学校がキャリア教育に取り組む上での課題

'04報告書及び'11部会報告でキャリア教育の目指すところ、そして、その達成のために育成すべき資質、能力・態度が示されてからかなりの時が経過しているが、学校でのキャリア教育の取組が十全に進んでいるとは言い難い。比較的取組が進んでいる中学校にあつても、職場体験に偏る傾向にあり、職場体験を実施していれば、キャリア教育に取り組んでいるといった誤解さえ生まれている。取組が進まなかった要因は、キャリア教育が学習指導要領に明記されていないなど様々な要因、そしてまた小・中・高校それぞれに異なる要因があるが、共通した一つの要因は、育成が期待される資質、能力をどのような場で、どのように指導したら良いのかが十分に理解されていなかったことにあり、それがキャリア教育推進上の課題となっている。

この課題解決の方策は、学校の日々の教育活動、従って先生方の身近にあるにもかかわらず、意外にも理解されていない。図表3は、'11部会報告が提案した基礎的・汎用的能力と高等学校学習指導要領のHR活動の内容とを対照したものである。

図から一目瞭然であるが、'11部会報告提案の4能力はHR活動で育成する能力・態度とほぼ対応しており、HR活動での指導・援助で育成できるのである。学習指導要領では、HR活動の内容の「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」がキャリア教育

の内容ということになっているが、(1) (2) の内容も含めることによって4能力を育成することが出来るのである。従って、学校は、学習指導要領に基づきつつ4能力の育成に関わる題材を盛り込んだHR活動の年間指導計画を立て、3年間にわたるHR活動を展開することによって、自然にキャリア教育に取り組んでいることになるわけである。

ただ一言付け加えなければならないのは、“自然に取り組んでいることになる”と書いたが、教育活動は意図的、計画的に取り組むことによって、初めて一つの教育活動として成立する。キャリア教育もまたそれが教育活動として成立するためには、学校がキャリア教育の目標を持ち、その実現のための計画を立てて取り組まなければならない。自校の教育活動をよくよく見渡してみれば、キャリア教育で育成すべき能力を、あちらでも、こちらでも育成しているからといって、キャリア教育を行っているということにはならないということである。このことを踏まえれば、学校がキャリア教育に取り組むに当たっては、学校の実態、特に生徒の実態に基づいたキャリア教育の目標を設定し、その実現を図る計画を立案することが必要であり、HR活動の年間指導計画がキャリア教育の柱とも言うべき計画になるということである。

キャリア教育の今一つの重要な活動として、HR活動の学習に合わせて行う体験活動がある。中学校では体験活動が、高校ではインターンシップが多く、の学校で実施されているが、公立中学校の職場体験の実施率、生徒の参加率ともに98%を超えている。高校のインターンシップも80%強の実施率にあるが、生徒の参加率は35%弱に止まっている。高校の生徒の参加率が極端に低いのは、普通科におけるインターンシップが主として就職希望者を対象に実施されているからである。しかし、本来、インターンシップなどの体験活動は、生徒が進学するか、就職するかにかかわらず、生徒のキャリア発達に必要な活動と捉えるべきものである。また、高校普通科での体験活動は、インターンシップに加えて、ジョブ・シャドウイング、職業人インタビュー、卒業生訪問、あるいは高大連携など、その形態を工夫して実施されるべきものでもあり、そのような実践に取り組んで成果を上げている学校も少なくない。

#### 4 キャリア教育の今一つの課題と新学習指導要領

'08年、'09年の学習指導要領の改訂時に、キャリア教育には二つの役割があるとされた。

改訂に先立つ'08年の中教審答申は、「7. 教育内容に関する主な改善事項」で、概略、“産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化等、子どもたちの進路をめぐる環境の大きな変化の中で、子どもたちが直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、キャリア教育を充実する必要がある”と指摘するとともに、“将来への展望がもちにくい社会にあつて、子どもたちが自分の将来との関係で学ぶ意義が見出せずに、学習意欲が低下し、学習習慣が確立しないといった状況が見られることなどから、今後更に、子どもたちの発達の段階に応じて、学校の教育活動全体を通した組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組む必要がある”とも指摘し、その上で、このようなキャリア教育に取り組む方策について“生活や社会、職業や仕事との関連を重視して、特別活動や総合的な学習の時間をはじめとした各教科等の特質に応じた学習が行われる必要がある”と提言した。

また、改訂を告知した'08年、'09年の文部事務次官通知は、「1.改正の概要」の(1)②で、「…これらの学習や勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育などを通じ、学習意欲を向上するとともに、学習習慣の確立を図るものとしたこと」としている。

以上の答申及び通知から分かるように、'08年、'09年の学習指導要領の改訂時にあつては、“社会人・職業人として自立するために必要な資質、能力を育成すること”に加えて、傍点(筆者による)を附した部分にあるように、“学習意欲を向上し、学習習慣を確立すること”もまたキャリア教育の役割とされたのである。

その背景には、二つの国際的な学習到達度調査とその際に行われたアンケート調査の結果がある。一つは経済協力開発機構(OECD)の生徒の学習到達度調査(PISA)で、一つは国際教育到達度評価学会(IEA)の国際数学・理科教育調査(TIMSS)である。前者は、'00年から3年に1回、OECD加盟国を中心('15年調査では72の国と地域が参加)に15歳の生徒を対象として読解力、数学的リテラシー、科学的

リテラシーなどについて実施している。後者は、'95年から4年に1回、数十の国と地域('11年調査では49-52の国と地域が参加)の小学校4年生と中学校2年生の児童生徒を対象として算数・数学、理科について実施している。

これらの調査で、日本の子どもたちの学習到達度は国際的に上位レベルにある一方で、アンケート調査において、PISA調査では、数学、科学の「興味」「関心」「学習と将来との関係把握」(数学や科学の学習が自分の将来に関わっていると把握しているか否か)に関する指数はいずれも極めて低く、また、TIMSS調査(中学2年生)では、数学と理科について、「勉強は楽しい」「勉強すると日常生活に役立つ」「将来、自分が望む仕事に就くために良い成績を取る必要がある」と答えた割合も低い。これらの調査結果が意味するところは、日本の子どもたちは、高い学力レベルにあるにもかかわらず、それを支えているはずの学習意欲、そしてその基となるべき学習の動機付けが極めて弱いということである。特に、キャリア教育の視点からすれば、現在の学校での勉強と自分の将来との関わりが見いだせていないこと、言い換えれば、自分の将来との関わりで学ぶ意義を見いだすことが出来ていないことである。

以上のような動向から、当時、児童生徒が将来への希望を持ち、その実現のために学校での学習の大切さに気づくよう指導・援助すること、延いては、児童生徒の学習意欲を高めるよう指導・援助することがキャリア教育の重要な役割であると認識され、それを果たすことがキャリア教育の課題となっていたのである。しかしながら、この役割、課題は、学校・教師にはほとんど理解されることなく、従ってまた、取組がないままに'17年、'18年の学習指導要領改訂を迎えることになった。

'17年、'18年告示の小・中・高等学校学習指導要領(以下、新指導要領と略)は、共通して、総則で「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」と示した。また、ここでの「特別活動を要とし」という記述に則して、図表4のように、小・中・高校共通に、学級・

HR活動の内容「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を示した。

そして、新学習指導要領は、総則や学級・HR活動の内容の記述を通して、“キャリア教育の今一つの役割”についても、「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら」と、また「学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考え」あるいは「現在及び将来の(生活や)学習と自己実現とのつながりを考え(( )内は高校)」と明確に示している。

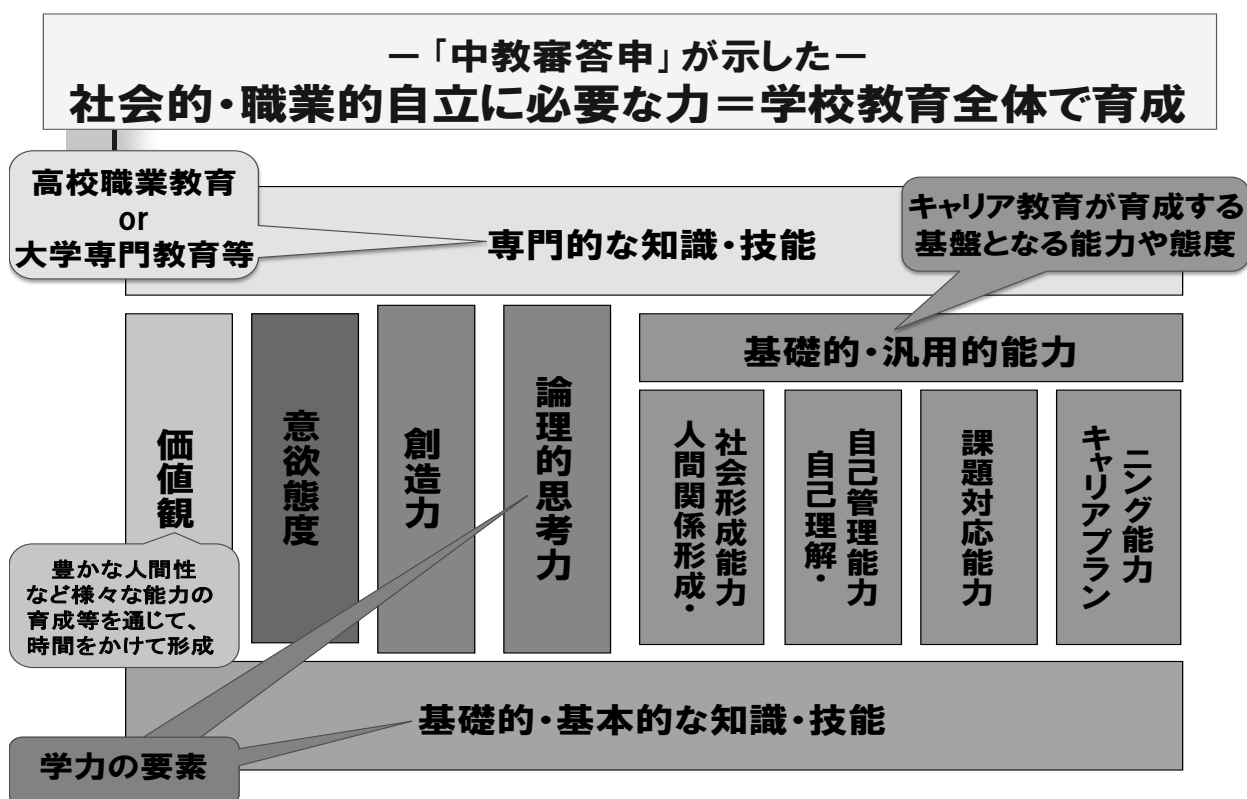
新学習指導要領の規定を受けて、今後、学校がどのようにキャリア教育に取り組むかが課題となるが、中でも、“今一つの役割”すなわち“学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考える”指導にどのように取り組むかが大きな課題となる。課題解決の方策の一つは、このことに関わる指導内容が学級・HR活動の内容として示されているのであるから、適切な題材を設定して、学級・HR活動の学習において取り上げることが考えられる。しかし、学級・HR活動の学習では、“学校で学ぶ意義や大切さ”などを取り上げることができるが、国語、算数・数学、理科など個々の教科や科目の“学ぶ意義や大切さ”を取り上げることは難しい。児童生徒が各教科や科目の“学ぶ意義や大切さ”を理解し、その学習に意欲的に取り組む指導・援助は、各教科、科目の学習、それを担当する教師に委ねられなければならない。そのような指導・援助が教科におけるキャリア教育として求められているのである。

以上のように、'17年、'18年の学習指導要領改訂は、キャリア教育が何を指して、何を指導すべきかなどを明確に規定して、謂わば国のキャリア教育推進の強い意志を明示した画期的な改訂であったと言える。しかし、同時に、これまであまり理解されず、従って、ほとんど取り組まれることがなかった、キャリア教育の“今一つの役割”とその解決という課題を明らかにしたという点で、今一言添えれば、教科におけるキャリア教育の必要性を暗に示しているという点でも画期的な改訂だったのである。

図表1 児童生徒の発達段階とキャリア発達課題

小学校段階	中学校段階	高等学校段階
＜キャリア発達段階＞		
進路の探索・選択にかかる基盤形成の時期	現実的探索と暫定的選択の時期	現実的探索・試行と社会的移行準備の時期
＜キャリア発達課題＞		
<ul style="list-style-type: none"> <li>自己及び他者への積極的関心の形成・発展</li> <li>身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上</li> <li>夢や希望、憧れる自己イメージの獲得</li> <li>勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>肯定的自己理解と自己有用感の獲得</li> <li>興味・関心等に基づく職業観・勤労観の形成</li> <li>進路計画の立案と暫定的選択</li> <li>生き方や進路に関する現実的探索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己理解の深化と自己受容</li> <li>選択基準としての職業観・勤労観の確立</li> <li>将来設計の立案と社会的移行の準備</li> <li>進路の現実吟味と試行的参加</li> </ul>

図表2 社会的・職業的自立に必要な力と基礎的・汎用的能力



図表3 基礎的・汎用的能力とHR活動の内容との対照

人間関係形成・ 社会形成能力	(2)よりよい人間関係の形成	(1) HRや学校に おける生活づ くりへの参画		
	(1)HR内の組織づくりや役割の自覚			
	(3)社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成			
	(3)社会の一員としての自覚と責任			
自己理解・ 自己管理能力	(2)自他の個性の理解と尊重		(2) 日常の生活や 学習への適応 と自己の成長 及び健康安全	
	(2)心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の形成			
	(3)適性や…自己の個性や興味・関心に照らして考える			
課題対応能力	(1)HRや学校における生活上の諸問題の解決			(3) 一人一人の キャリア形成 と自己実現
	(2) 青年期の悩みや課題とその解決			
	(3)主体的な進路の選択			
キャリアプラン ニング能力	(3)学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解	HR活動での計画的取組を柱とし、これとの関連で職場体験の体験活動を実施		
	(3)主体的な学習態度の確立			
	(3)適性やキャリア形成などを踏まえた教科・科目の選択			
	(3)将来設計			

図表4 新学習指導要領の学級・HR活動内容(3)の対照

小学校	中学校	高等学校
<p>(3)一人一人のキャリア形成と自己実現</p> <p>ア. 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成 学級や学校での生活づくりに主体的に関わり、自己を生かそうとするとともに、希望や目標をもち、その実現に向けて日常生活をよりよくしようとする事。</p> <p>イ. 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解 清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。</p> <p>ウ. 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用 学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。</p>	<p>(3)一人一人のキャリア形成と自己実現</p> <p>ア. 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用 現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。</p> <p>イ. 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成 社会の一員としての自覚や責任を持ち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。</p> <p>ウ. 主体的な進路の選択と将来設計 目標をもって、生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。</p>	<p>(3)一人一人のキャリア形成と自己実現</p> <p>ア. 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解 現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。</p> <p>イ. 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用</p> <p>ウ. 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成 社会の一員としての自覚や責任を持ち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。</p> <p>エ. 主体的な進路の選択決定と将来設計 適性やキャリア形成などを踏まえた教科・科目を選択することなどについて、目標をもって、在り方生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。</p>



## プロフィール



### 鹿嶋 研之助

- [略歴] 昭和46年 明治大学大学院商学研究科修士課程修了(商学修士)  
東京都立商業高校教諭
- 62年 東京都教育委員会指導主事
- 平成元年 文部省初等中等教育局職業教育課教科調査官(進路指導担当)
- 12年 千葉商科大学商経学部助教授
- 16年 同教授
- 28年 千葉商科大学会計教育研究所参与
- 29年 退職・千葉商科大学名誉教授
- [著書] 『小中学校のキャリア教育実践プログラム』(平成18年 ぎょうせい)  
『キャリア教育の系譜と展開』(平成20年 (社)雇用問題研究会)  
『「キャリア教育」Q&Aワーク』(平成20年 明治図書)  
『学校教育とキャリア教育の展開』(平成22年 学文社)

## 会計・税務におけるICT化と 職業会計人の役割の変化

梶岡 源一郎  
谷川 喜美江

- I はじめに
- II 会計・税務におけるICT化の進展
- III 公認会計士試験受験申込者数と合格者数の推移
- IV 税理士試験受験申込者数と合格者数の推移
- V むすびにかえて  
～職業会計人の役割の変化と会計教育～

### I はじめに

かつて会計処理は、伝票や帳簿を用い、日々の取引の記録から仕訳、財務諸表の作成まで手作業で行うことがほとんどであった。しかし、急速に進む近年のICT化は、会計処理に大きな変革をもたらし、現在では会計ソフト、クラウド会計をも利用し、会計業務を行うことが主流となっている。

そして、クラウド会計の利用をはじめとする会計処理のICT化は、以前は不可能であった膨大な量のデータ処理・保存を可能とする。これは、会計業務に大きな変革をもたらすものでもある。

また、千葉商科大学会計教育研究所では、『e-Taxに関する最近の動向と今後の取組 ～電子申告義務化と税務行政の将来像～』をテーマに第6回会計・税務研修会を開催したところであるが、税務におけるICT化の進展も著しい。

そこで本稿では、会計・税務におけるICT化を概観し、次に、平成21(2009)年から平成30(2018)年までの公認会計士試験受験申込者数と合格者の推移及び平成21(2009)年度から平成30(2018)年度までの税理士試験受験申込者数と合格者の推移を確認することで、ICT化の現状と公認会計士試験と税理士試験の受験動向を確認する。

そして、ICT化が進展する現在、職業会計人の役割とはいかなるものか、また、どうあるべきかについて検討したい。

## II 会計・税務におけるICT化の進展

### 1. 会計におけるICT化

冒頭で述べたとおり、日々の会計処理・決算書作成への会計ソフト導入は顕著となっている。総務省では企業におけるICT化の調査を行っており、2017年の調査結果では、企業のクラウド導入について「全体的に利用している」及び「一部の事業所又は部門で利用している」と回答した企業は56.9%であり、その効果について「非常に効果があった」との回答は30.9%、「ある程度効果があった」との回答は54.3%であった<sup>1</sup>。そして、同調査結果での「給与、財務会計、人事」の利用は27.1%であり<sup>2</sup>、会計業務でのICTの利用が進んでいるのである。

さらに、会計処理でのICT技術の進展は著しく、店舗で商品を購入した際のレシートやカード明細、ネットバンキングのデータから仕訳を行い、その仕訳から財務諸表等の決算書類作成までも自動で行うことが可能となりつつある。ただし、現状では、自動で仕訳されたデータについては、誤りも少なくなく、人の手による確認作業は必要である。

また、会計監査におけるICT化については、AIの活用が積極的に検討、推進されている。日本公認会計士協会では、2018年10月25日に『次世代の監査への展望と課題』として公開草案を公表し、2018年11月25日まで意見募集を行っていた。本公開草案は、次世代監査としてICTやAIを活用した監査が近い将来実施され、これに伴い公認会計士に求められるスキルが大きく代わるであろうことを示している<sup>3</sup>。

さらに、AIと公認会計士の業務について、日本公認会計士協会会長の関根愛子氏は、「AIやIT(情報技術)の活用で効率化することを既に進めている。現在は過渡期。」<sup>4</sup>とし、これらの活用が進むことで公認会計士という職業は将来、「洞察、判断、経営者とのコミュニケーションといったことに集中できることになり、やりがいのある仕事だと見直されるだろう。」<sup>5</sup>と述べている。

以上のように、会計分野でのクラウドをはじめとするICT化は著しく、また、会計監査の分野でもICT、特にAIを積極的に導入しており、さらなる活用が検討されているところである。

## 2. 税務におけるICT化

以前は、会計ソフトを利用し、コンピュータによる会計業務を行っている場合であっても、税務においては紙媒体での帳簿等の保存が義務づけられていた。この点について、政府税制調査会は『平成10年度税制改正答申』において、「情報化が進展し、コンピュータで会計処理を行う納税者が増加するとともに、取引のペーパーレス化も急速に普及しつつある中で、いつまでも帳簿書類について紙の形で保存することを求めることは、現実的でないばかりでなく、納税者に過度の負担を強いることにもなりかねません。」<sup>6</sup>と当時の実態にそぐわない制度であることを指摘するとともに、「新しい時代の流れに対応し、納税者の帳簿書類の保存の負担軽減を図るために、記録段階からコンピュータ処理によっている帳簿書類については、電子データ等により保存することを認めることが必要であると考えます。」<sup>7</sup>として、平成10年度税制改正で帳簿書類の電磁的記録等による保存制度等を創設したのである。その後、平成17(2005)年の帳簿保存法改正によりスキャナーを利用した書類保存が認められ、さらに平成27年度税制改正でスキャナー利用の書類保存を認める対象を拡大するとともに要件緩和等が行われた。

また、税務申告・納税においては、電子申告・電子納税(以下「電子申告」とする。)は平成16(2004)年に運用を開始したが当初の利用はごく限られていた。しかし、現在は所得税申告、法人税申告とも多くの納税者が利用している。そして、平成30年度税制改正では、2020年4月1日に開始する事業年度(課税期間)から、大法人に関して電子申告を義務付けることとし<sup>8</sup>、将来、中小法人の電子申告の義務化も予想されるところである。

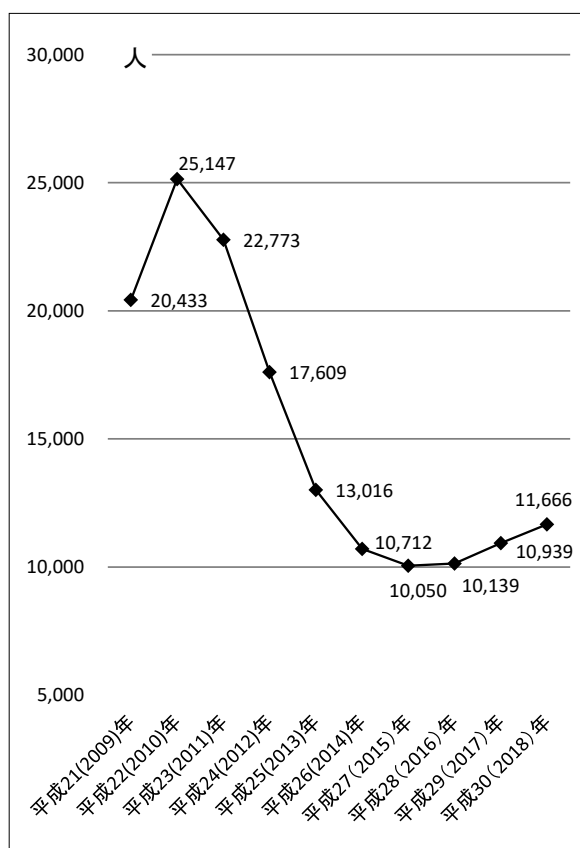
さらに、税務におけるICT化促進は、申告データを統計データとして利用する行政においも納税者の利便性向上と行政コストの削減の面から積極的に検討されており<sup>9</sup>、今後も税務におけるICT化の推進の流れは続くと考えられる。

## Ⅲ 公認会計士試験受験申込者数と合格者数の推移

平成21(2009)年から平成30(2018)年までの10年間の公認会計士試験受験申込者数の推移を示したものが図1である。

図1より、公認会計士試験受験申込者数は、平成21(2009)年は20,433人であったが、平成22(2010)年は25,147人に増加した。しかし、平成23(2011)年は22,773人と減少、その後も減少を続け、平成27(2015)年には10,050人と平成23(2011)年の半数以下に減少してしまっただけでなく、平成28(2016)年以降は緩やかな増加を示しているが、それでも平成22(2010)年の半数にも届かない状況である。

図1 公認会計士試験受験申込者数の推移

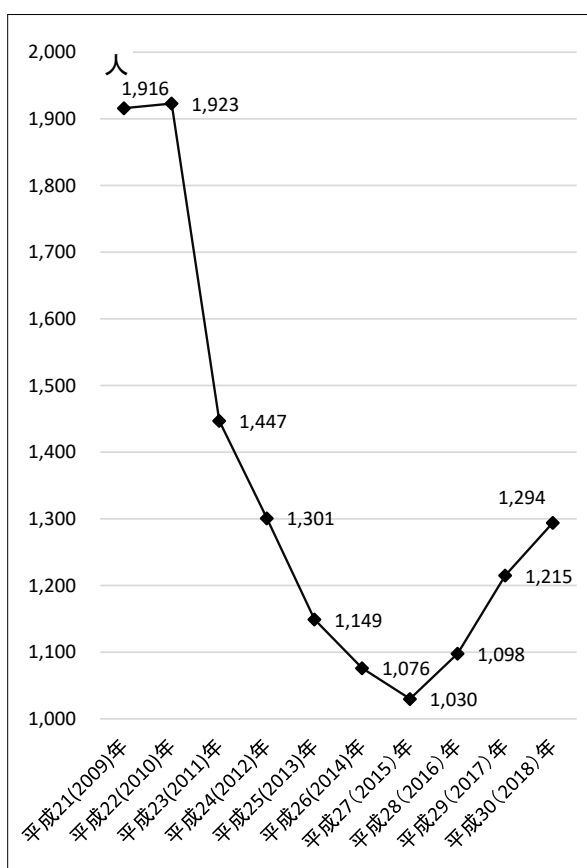


(注) 公認会計士・監査審査会  
『公認会計士試験 過去の審査結果等』  
(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeshi-shiken/kakoshiken.html>)  
(2018年12月15日)より筆者作成

また、平成21(2009)年から平成30(2018)年までの10年間の公認会計士試験合格者数の推移を示したものが図2である。

図2より、平成21(2009)年は1,916人、平成22(2010)年は1,923人と微増したが、平成23(2011)年は1,447人と減少、その後も減少を続け、平成27(2015)年には1,030人まで減少した。そして、平成28(2016)年以降は増加を示しており、平成30(2018)年は1,294人と平成24(2012)年に近い合格者数まで回復している。

図2 公認会計士試験合格者数の推移



(注) 公認会計士・監査審査会

『公認会計士試験 過去の審査結果等』

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeshi-shiken/kakoshiken.html>  
(2018年12月15日))より筆者作成

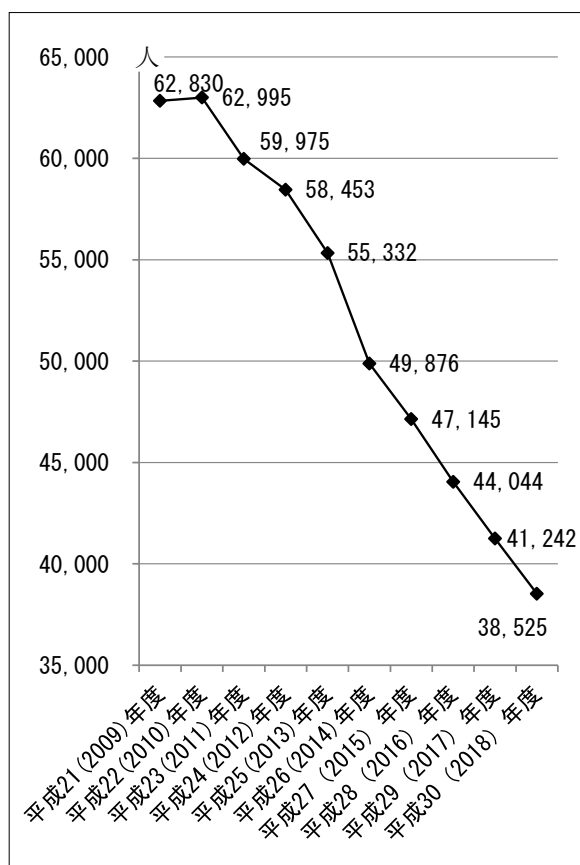
公認会計士試験は、平成21(2009)年から平成27(2015)年までは申込者数、合格者数とも減少していたが、その後申込者については緩やかな回復、合格者数については平成24(2012)年の合格者数に近づいており、合格率も高まってはきている。しか

し、それでも10年前に比べると、公認会計士試験の申込者数・合格者数とも減少が著しい。

#### IV 税理士試験受験申込者数と合格者数の推移

ここでは、税理士試験受験申込者数と合格者数の推移を概観したい。平成21(2009)年度から平成30(2018)年度までの10年間の税理士試験受験申込者数の推移を示したものが図3である。

図3 税理士試験受験申込者数の推移



(注) 平成21年(2009年)から平成24年(2012年)

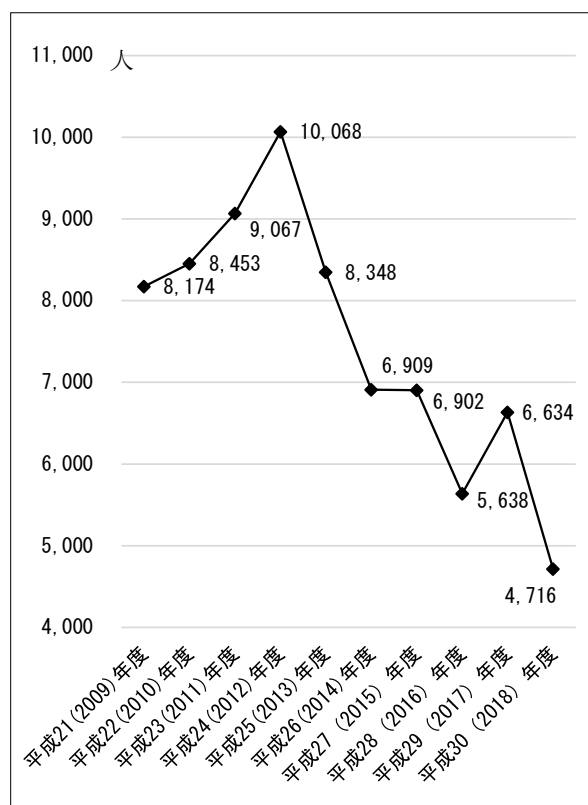
までについては、国税庁『平成21年度税理士試験結果』、『平成22年度税理士試験結果』、『平成23年度税理士試験結果』、『平成24年度税理士試験結果』

(<https://www.nta.go.jp/> (2014年11月22日))、平成25年(2013年)以降については、国税庁『平成25年度税理士試験結果』、『平成26年度税理士試験結果』、『平成27年度税理士試験結果』、『平成28年度税理士試験結果』、『平成29年度税理士試験結果』、『平成30年度税理士試験結果』

(<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/zeirishi.htm#kako>  
(2018年12月15日))より筆者作成

図3のとおり、税理士試験受験申込者数は、平成21(2009)年度は62,830人であったものが、平成22(2010)年度は62,995人、平成23(2011)年度は59,975人と60,000人を割り込み、その後も引き続き減少を続け、平成30(2018)年度には38,525人となり、申込者数の減少が著しい。

図4 税理士試験合格者数の推移



(注)平成21年(2009年)から平成24年(2012年)までについては、国税庁『平成21年度税理士試験結果』、『平成22年度税理士試験結果』、『平成23年度税理士試験結果』、『平成24年度税理士試験結果』

(<https://www.nta.go.jp/> (2014年11月22日))、平成25年(2013年)以降については、国税庁『平成25年度税理士試験結果』、『平成26年度税理士試験結果』、『平成27年度税理士試験結果』、『平成28年度税理士試験結果』、『平成29年度税理士試験結果』、『平成30年度税理士試験結果』

(<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/zeirishi.htm#kako> (2018年12月15日))より筆者作成

また、平成21(2009)年度から平成30(2018)年度までの10年間の税理士試験合格者数(一部科目合格者を含む)の推移を示したものが図4である。

図4より、平成21(2009)年度は8,174人であったが、その後増加し、平成24(2012)年度は10,068人となった。しかし、直近の平成30(2018)年度では4,716人と平成24(2012)年度の半数以下にまで減少しているのである。

平成21(2009)年度から平成30(2018)年度までの税理士試験の受験申込者と合格者の推移より、平成21(2009)年度から平成24(2012)年度までは試験申込者数が減少していたが合格者数に減少は見られなかった。しかし、平成25(2013)年度以降は試験申込者の大幅な減少とともに、合格者数も減少してきているのである。

## V むすびにかえて

### ～職業会計人の役割の変化と会計教育～

会計・税務におけるICT化の推進は著しく進展している。会計ソフト・クラウド会計は、まだ、誤りが散見されるとはいえ、領収書やレシート、カード明細等からの仕訳、決算書の作成までも自動で行うことを可能にしている。また、電子申告の推進とともに整備された国税庁のe-Taxシステムは、たとえば簡単な個人所得税の申告であれば、企業から渡された源泉徴収票から簡単に申告を作成し、電子申告が行えるシステムである。このようなICT技術の進展は、会計・税務業務を効率化するものであるが、一方で、会計や税に関する知識が乏しくとも決算書の作成、申告書の作成、そして納付までも可能にするシステムでもある。

このように会計・税務分野におけるICTの進展は、いわゆる単純作業はICT技術を駆使することで、情報機器が代行することを可能とする。

少し前になるが、2015年12月2日に野村総合研究所は、『日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に』とのタイトルのニュースリリースを公表している<sup>10</sup>。その中で「人工知能やロボット等による代替可能性が高い100種の職業」の一つとして「経理事務員」が示されたが、一方、「人工知能やロボット等による代替可能性が低い100種の職業」として「経営コンサルタント」や「中小企

業診断士」が示されている<sup>11</sup>。

さて、近年の公認会計士試験・税理士試験であるが、公認会計士試験については直近ではやや回復して来てはいるが、それでも10年前と比べると公認会計士試験や税理士試験を受験する者が減少しており、これに伴い、合格者数も減少している。これは、会計監査や税務業務において専門知識を有する職業会計人の減少を意味する。

つまり、今より減少が予想される公認会計士及び税理士とICT化の進展という現状を考慮すると、これまで多くの人数・時間を要していた単純な監査業務や記帳代行、税業務等はICTを活用し、効率化を図ることが求められ、そのための環境も整備されてきている。しかし、ICTやAIでは対応できない業務、つまり、高度な専門知識を活かしたコンサルティング業務や監査、税務業務は専門知識を有する職業会計人に求められるところである。

このようなICT化を背景に近年求められる会計教育には、会計帳簿の記入や日々の取引記録、決算書の作成といった単に会計処理方法を教授する教育ばかりではなく、ICTを活用した会計処理及び税務申告・納税に対応可能であり、かつ、会計・税務分野における専門知識を有する人材育成を可能とする教育が求められており、会計教育のあり方をここで再検討しなければならない時代を迎えているのである。

---

1 総務省『平成30年版 情報通信白書』日経印刷、2018年、p.245

2 同上、p.246

3 日本公認会計士協会『次世代の監査への展望と課題』（公開草案）、2018年10月25日

4 関根愛子「AI代替論は一面的 会計士の業務はより広がる」『週刊東洋経済』、2018年4月14日、p.11

5 同上、p.11

6 政府税制調査会は『平成10年度税制改正答申』、1997年12月16日

7 同上

8 電子申告の動向については、菅 哲人「e-Taxに関する最近の動向と今後の取組～電子申告義務化と税務行政の将来像～」、本誌p.2～9を参照されたい。

9 政府成長戦略『未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—』、2017年6月9日

10 野村総合研究所『日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に』、2015年12月2日

[https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202\\_1.pdf](https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202_1.pdf)、2015年12月26日

11 同上

## ICT活用による簿記教育発展の可能性

～高等学校における会計帳簿に関する簿記教育の検討～

渡邊 圭

## 〈目次〉

1. はじめに
2. 高等学校における簿記教育の課題
3. 本稿で取り扱う会計帳簿の構造
4. 事例による会計帳簿の利用
5. むすびにかえて

## 1. はじめに

商業科を設置している高等学校において、簿記・会計科目の分野を正課授業で生徒に指導する場合、高等学校学習指導要領で示された指導内容に加えて、検定指導も行うという特異性が見られる<sup>(1)</sup>。また、各高等学校で定める指導目標や社会の実務的な変化も配慮しながら指導を行う必要があり、教員の教材研究に要する時間は毎年増加しているように思える。

高等学校における商業科数は毎年減少していることから、商業科の役割は終焉を向えたという見解を見出すことができるが、それを結論とするのは時期尚早である。商業科の目標は、企業の持続可能な経営を行うために必要な基礎的・基本的な知識及び技術を生徒に習得させることである。これは、平成30年7月に文部科学省から公表された「高等学校学習指導要領解説 商業編」にも示されている<sup>(2)</sup>。平成30年3月に文部科学省が公表した「高等学校学習指導要領」では、商業科以外の教科にも簿記や原価管理に関する内容が示されている。農業科では「農業経営」、水産科では「漁業」・「資源増殖」・「食品製造」、工業科では「工場管理技術」、「土木施工」、「材料加工」の科目で簿記・原価管理に関する内容が見受けられる。

また、平成29年7月に文部科学省から公表された「中学校学習指導要領解説 社会編」には「資金の流れや企業の経営の状況などを表す企業会計の意味を考察することを通して、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めるとともに、利害関係者への適正な会計情報の提供及び提供された会計情

報の活用が求められていること、これらの会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みとなっていることを理解できるようにすることも大切である<sup>(3)</sup>と中学校社会科公民的分野に示されている。このことから、簿記・会計分野は、他の教科や中学校社会科公民的分野においても重要とされているのである。関根慎吾教授は「『公民としての資質・能力の基礎』を前期中等教育における教養教育と位置付け、現代の経済社会の理解に資する簿記教育のあり方を、小学校、中学校、高等学校の社会科全体の中で模索すべきかもしれない<sup>(4)</sup>」と述べており、簿記教育の発展的な見解を示している。

現在、企業の取引はICT (Information and Communication Technology) を利用したアプリケーションソフトウェア (Application Software、以下アプリとする。) 等による会計帳簿へ記録を行うのが主流である中、高等学校の簿記教育においてもICTを活用した会計帳簿に関する指導も検討が必要であるとする。

通常、会計帳簿とは、複式簿記機構を支える基本的な帳簿 (仕訳帳や総勘定元帳) とその補足的な帳簿 (補助元帳や補助記入帳) を意味する<sup>(5)</sup>。本稿では、会計帳簿を簿記上で用いる帳簿に加えて、日記帳ないし原始証憑記録、現金過不足の実査項目、投下資本利益率や損益分岐点等の業績に関わる会計情報が読み取れる媒体についても会計帳簿の一部として取り扱うこととする。

ICTを利用することで企業の取引記録データから利益率や損益分岐点等、様々な財務情報を自動的に入手することが可能となる。伝統的な紙媒体による会計帳簿は、企業の取引を記録するのみで、これらの行為から自動的に利益率等の情報を入手することができず、帳簿記入には専門的な複式簿記の知識及び技術が必要不可欠であった。しかし、会計帳簿をICT化することで、基本的な複式簿記の知識及び技術を身に付ければ、企業の取引記録を行うことが可能となり、商業科以外の生徒にも帳簿記入の役割や必要性を身に付けさせることができるのである。ここに、簿記教育のさらなる発展の可能性を見出せると考えるのである。

明応3年 (1494年) に発刊された世界最古の簿記

書といわれる Fra Luca Bartolomeo de Pacioli (以下、パチオリとする。)の「Summa de Arithmetica, Geometria, Proportioni et Proportionalita (以下、スンマとする。)」から会計帳簿の構造は時代の変化に対応しながら進化していった。会計帳簿は、個人企業を含むすべての企業が事業の取引を継続的に貨幣額で記録するために必要な媒体である。Leffson, Ulrich (以下、レフソンとする。)は商法が報告義務のない商人ないし個人企業(個人事業主)に対して決算義務を課しているのかという疑問に対して、「法が破産に対する商人自身の保護と債権者の保護とを志向して、経営者自身に自己報告を望んでいる」<sup>(6)</sup>と指摘している。また、レフソンはパチオリの「スンマ」でも明らかであると述べている<sup>(7)</sup>。会計帳簿への記録の役割は、原点を辿ると債権債務の備忘記録、トラブル発生時の文書証拠、つまり公正証書の代わりを果たすことにあった<sup>(8)</sup>。さらに会計帳簿は、経営者に自社の事業状況を把握させ、破産等の防止という効果も与えることができるのである<sup>(9)</sup>。

中小企業庁と金融庁の共同による「中小企業の会計に関する検討会」を経て、平成24年2月に、中小企業の実態に即すべく、「一定の水準を保ったもの」とされている「中小企業の会計に関する指針」に比べて簡便な会計処理のあり方を取り纏めた「中小企業の会計に関する基本要領」にも「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計という目標を達成するためには、経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である」<sup>(10)</sup>と示されている。経営者が自社の事業状況を把握しないで経営を行えば破産や自社を取り巻く債権者に悪影響を与えかねない。このことから簿記は、企業の持続可能な経営を営むための重要な要素であることがわかる。

以上のことから、簿記・会計分野は、会計帳簿をICT化することで商業科以外の生徒への指導が可能になると考えるのである。本稿では、研究対象の焦点を定めるために商業科設置の高等学校に限定する。商業科を設置している高等学校での簿記教育の現状と課題、簿記教育に必要なICT化した会計帳簿の構造とそれを利用した事例を踏まえて、会計帳簿に関する簿記教育の検討を行うこととする。

## 2. 高等学校における簿記教育の課題

高等学校における簿記指導では、検定の指導法について議論がなされている。島本克彦准教授は「高等学校の会計は、検定合格のための単なる知識偏重の反復的な教育がなされており、学びとして重要な批判的思考力・倫理・協働等のコンピテンスは研究授業以外ではなされていないように思われる」<sup>(11)</sup>と指摘している。しかし、検定指導は生徒に自信を付けられることができる利点や高等学校学習指導要領が示す簿記の指導内容についても概ね生徒に習得させることができるため、いわゆる暗記型の指導法にならないように指導計画を編成することで、生徒に対して一定の教育効果をあげられると考える。資格取得は、生徒の進路や就職等にも役立つため検定指導は簿記教育の重要な要素である。

また、AI (Artificial Intelligence、人工知能) が発達し、人間とAIとでそれぞれの得意分野を分担し、仕事を進めていくことが求められる現代社会において、従来から出題されてきた検定問題を、実務に役立つという観点から出題範囲の再検討をした方がよいという見解もある<sup>(12)</sup>。しかし、紙媒体による会計帳簿では、仕訳帳から総勘定元帳へ転記し、そこから合計試算表を作成し、合計試算表の合計額と仕訳帳の合計額が一致しているか等、検証に関する説明がしやすく、各帳簿の繋がりや役割を生徒に理解させやすいため、伝統的な帳簿の原理に関する範囲も検定の出題範囲に含めることは妥当であるという見解も示すことができるのである。

このように、簿記教育は検定指導、実務に接近した指導、ICTを活用した指導のうち、どの方面に重きを置いて目標とすべきであるか、判断が難しいというのが現状である。文部省(現在の文部科学省)が昭和22年3月に公表した「学習指導要領一般編(試案)」には、「四月のはじめには、どこでも桜の花のことをおしえるようにきめられたために、あるところでは花はとっくに散ってしまったのに、それをおしえなくてはならないし、あるところではまだつぼみのかたい桜の木をながめながら花のことをおしえなくてはならない、といったようなことさえあった。また都会の児童も、山の中の児童も、そのまわりの状態のちがいがいなどにおかまいなく同じことを教えられるといった不合理なこともあった」と示され



ており、このような教育の問題があったため学習指導要領が公表された経緯がある。

簿記教育も各学校で学習指導要領に示された目標を達成させながら、独自の特色ある教育目標を定め、生徒の状況に対応した指導を行うことが望ましいと考える。平成30年3月に公表された高等学校学習指導要領では教科商業の簿記科目について部分的な改定がなされた。

前回の高等学校学習指導要領と違う点は、仕訳帳の分割(特殊仕訳帳)の作成と5伝票制が削除された点である。今回の改定では新たに「会計ソフトウェアの活用」が追加された。「会計ソフトウェアの活用」以外の論点は、検定指導を通じて生徒に簿記の知識及び技術を習得させることができるが、「会計ソフトウェアの活用」については新たに教材研究を行い、生徒の指導にあたらなければならない。このことから、ICTを利用した会計帳簿の指導が必要であると考えられる。

### 3. 本稿で取り扱う会計帳簿の構造

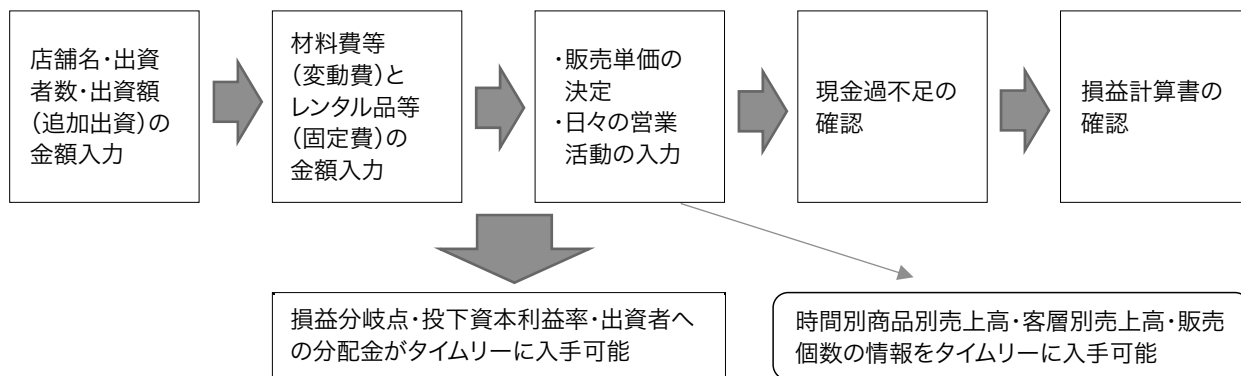
ここで、帳簿組織の目標について整理する。沼田嘉穂教授は「帳簿組織はまず企業の必要とする書類がどのような種類、内容のものかを明らかにすることを研究の第1目標としなければならない」<sup>(13)</sup>と帳簿組織の構造について述べている。そこで、会計帳簿に記録するための、原始証憑書類についても示す。本稿の事例による原子証憑書類は販売記録用紙、レシート、領収証が中心であった。

上記の内容を踏まえて会計帳簿の作成を行った。今回はICT媒体として「Microsoft Excel(以下、エクセルとする。)」を使用した。エクセルであれば、高等学校に設置されているPC(Personal Computer)でも作成が可能であり、情報処理の授業でも取り扱うことから、他の科目との指導の関連性があることや追加コストが発生しないという利点があったため選定した。このような電子媒体による帳簿記入について、沼田嘉穂教授は「機械記入はそれがいかに発展しても、要は手記入の代用をすぎない。・・・機械記入は単に記入手段についての特殊方法として取扱えば十分である」<sup>(14)</sup>と指摘している。

しかし、ICT媒体を利用した会計帳簿は、手記入による紙媒体の会計帳簿では入手できない企業の業績に関する会計情報も取引記録から自動的に入手ができるため、代用という見解は、現在の会計帳簿を考察する際にはあてはまらないのである。中村元彦教授も「取引の発生から財務諸表まで人間が介入せず完結するケースも生じている」<sup>(15)</sup>と述べており、ICT化への対応について検討していく必要があるという見解を示している。

高等学校で、ICT化した会計帳簿を使い、毎年実践の場で生徒が学習できる機会は、学校行事である文化祭であろう。そこで、今回のエクセルにより作成した会計帳簿(以下、エクセル会計帳簿とする。)は、文化祭を想定して会計帳簿組織を組み立てた。

図表1「本稿で扱う会計帳簿の構造」



※原始証憑書類によりデータを入力する。入力したデータが自動的に関連する他の帳簿や損益計算書へ反映されるように構成されている。また、文化祭当日の天気と平均気温も入力する。

(注)：筆者作成。

#### 4. 事例による会計帳簿の利用

本稿で取り扱う事例は、千葉商科大学会計教育研究所「瑞穂会」で日本商工会議所主催簿記検定試験1級・2級を取得した学生が、数名で文化祭に飲食の店舗を出店したため、上記の学生たちにエクセル会計帳簿を利用していただいた。

まず、エクセルシートの「目標売上高・投資状況」に店舗名、出資者の名前と出資額を入力する。

図表2「目標売上高・投資状況」

A	B	C	D	E	F	G	H
1	損益分岐点 損益計算書 (単位:円)		投資状況 店舗名	瑞穂会			
2	目標売上高	110,118	出資者(学生数)	代表学生	1名		
3	変動費	26,938	初期投資	67,231	67,231		
4	固定費	83,180	文化祭前追加投資	41,112	41,112		
5	目標営業利益	83,180	追加投資11月3日	1,009	1,009		
6		83,180	追加投資11月4日	766	766		
7		0	追加投資11月3日				
8	文化祭開催期間	月 日	合計	110,118	110,118		
9	1日目	11月3日	1人あたりの分配金	176,700	176,700		
10	2日目	11月4日	1人あたりの還元額	66,582	66,582		
11			1人あたりの還元率	60.5%			
12			1人多く出資している人	大株主			
13	目標売上まであと	66,582円	目標達成おめでとう!!! (V)こくらさん				

(注)：筆者作成。

学生が入力するセルには色をつけている。この時点では、変動費と固定費は入力されていない。この段階では、初期投資額と文化祭前追加投資の金額が入力され、自動的に合計が表示されるように設定している。また、セルB10・B11に月日を入力すると各シートの月日の記入箇所にも自動的に表示される。

これらの入力完了したら、支出項目を設定して金額を入力する。予め変動費と固定費の項目を区別しているため、学生たちは支出項目と金額の入力のみ行えばよい。費用の入力が完了すると図表2のセルB4・B6に変動費と固定費の合計額が自動的に

表示され、変動費+固定費=目標売上高が明らかとなり、後は、販売単価を設定すれば、目標売上高÷販売単価=損益分岐点販売数量が計算できる。これにより、販売開始前に販売単価と販売数量の妥当性について検証することが可能になる。

セルB14の金額は実際の売上高から目標売上高を差引いた額が計算されている。販売開始前は、変動費と固定費の合計が表示されることになる。商品が販売され売上高が増加するのにしたがって、赤字が減少していくように設定しているため、タイムリーに黒字になるまでの売上高を分析することが可能となる。逆に、追加的な支出があれば、黒字が遠ざかることになり、追加支出をするべきか否かの意思決定を行うことができる。図表3の支出合計は、各支出項目の金額を入力すると自動的に表示される。

支出項目の入力が完了したら、商品名と販売単価を設定してエクセルシートの「日記帳」を入力する。

図表3「支出項目」

A	B	C	D	E	F
1	支出項目				
2	材料購入(変動費)	文化祭前	11月3日	11月4日	合計
3	ガラスペン	2,343			2,343
4	書き紙			167	2,510
5	筆				0
6	ペンケース			599	599
7	ボールペン				0
8	シャープペン			292	292
9	洗剤たわし			717	717
10	その他				0
11	材料費合計	25,163	1,009	766	26,938
12	レンタル器具類(固定費)	文化祭前	11月3日	11月4日	合計
13	ガラスペン	13,000			13,000
14	シャープペン	5,940			5,940
15	付箋	7,560			7,560
16	洗剤(サイン)	2,292			2,292
17	お花	2,500			2,500
18	お菓子	10,850			10,850
19	おみそラーメン	1,112			1,112
20	おみそラーメン			40,000	40,000
21	おみそラーメン				0
22	その他				0
23	レンタル器具類合計	43,180	0	40,000	83,180
24					
25		文化祭前	11月3日	11月4日	合計
26		68,343	1,009	40,766	110,118
27	支出合計				
28					
29	請求書または領収証(レシート)の金額を見ながら入力してください。				
30	該当する項目がなければ、適切な項目名と金額を入力してください。				
31					
32					

(注)：筆者作成。

図表4「日記帳(販売活動の記録)」

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	
1	日記帳												
2	日付	時間	商品名	販売数	販売単価	売上高	客層	メモ	各店舗で、商品名、販売単価を入力してください。	商品名	販売単価	客層設定	時間帯
3	11月3日	10時	白みそラーメン	4	300	1,200	大学生		濃厚醤油ラーメン	300	小・中・高校生	10時	
4	11月3日	11時	白みそラーメン	7	300	2,100	大学生		白みそラーメン	300	大学生	11時	
5	11月3日	12時	白みそラーメン	19	300	5,700	大学生					12時	
6	11月3日	13時	白みそラーメン	20	300	6,000	大学生					13時	
7	11月3日	14時	濃厚醤油ラーメン	10	300	3,000	大学生					14時	
8	11月3日	15時	濃厚醤油ラーメン	10	300	3,000	大学生					15時	
9	11月3日	16時	濃厚醤油ラーメン	9	300	2,700	大学生					16時	
10	11月3日	17時	濃厚醤油ラーメン	13	300	3,900	大学生					17時	
11	11月3日	18時	濃厚醤油ラーメン	10	300	3,000	大学生					18時	
12	11月3日	19時	濃厚醤油ラーメン	16	300	4,800	大学生					19時	
13	11月3日	20時	濃厚醤油ラーメン	17	300	5,100	大学生					20時	
14	11月3日	21時	濃厚醤油ラーメン	9	300	2,700	大学生					21時	
15	11月3日	22時	濃厚醤油ラーメン	10	300	3,000	大学生					22時	
16	11月3日	23時	濃厚醤油ラーメン	4	300	1,200	大学生					23時	
17	11月3日	0時	濃厚醤油ラーメン	6	300	1,800	小・中・高校生					0時	
18	11月3日	1時	濃厚醤油ラーメン	1	300	300	教職員					1時	
19	11月3日	2時	濃厚醤油ラーメン	2	300	600	教職員					2時	
20	11月3日	3時	濃厚醤油ラーメン	3	300	900	教職員					3時	
21	11月3日	4時	濃厚醤油ラーメン	2	300	600	教職員					4時	
22	11月3日	5時	濃厚醤油ラーメン	4	300	1,200	教職員					5時	
23	11月3日	6時	濃厚醤油ラーメン	3	300	900	保護者					6時	
24	11月3日	7時	濃厚醤油ラーメン	5	300	1,500	保護者					7時	
25	11月3日	8時	濃厚醤油ラーメン	7	300	2,100	保護者					8時	
26	11月3日	9時	濃厚醤油ラーメン	3	300	900	保護者					9時	
27	11月3日	10時	濃厚醤油ラーメン	3	300	900	保護者					10時	
28	合計					276		313	589				
29	天候	11月3日	11月4日										
30	午前	晴れ	曇り										
31	午後	晴れ	曇り										
32	平均気温	15	16										

(注)：筆者作成。

図表5「販売記録用紙の一部」

記入例

〈「日記帳」シート・メモ用紙〉

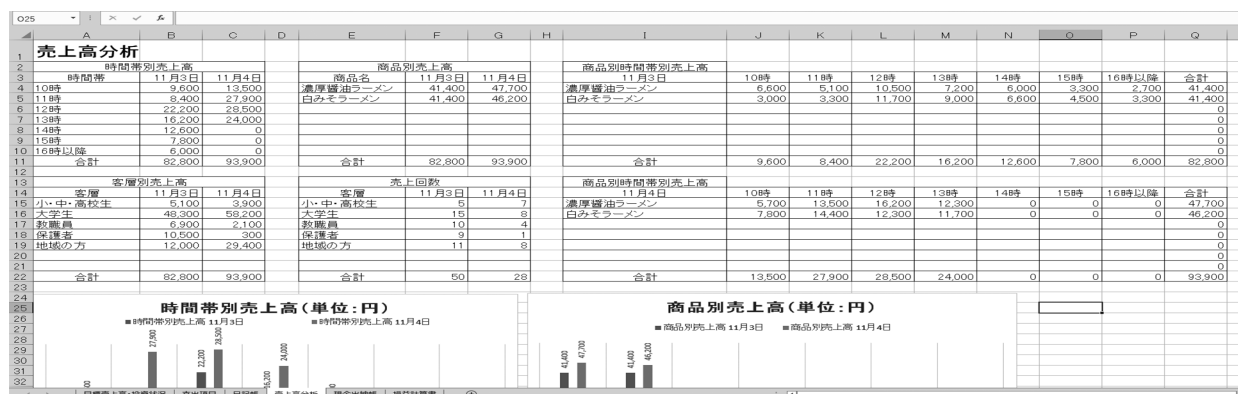
11月3日(土)1日目

商品名	白みそラーメン				販売単価： 300円		
時間帯	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時以降
小・中・高校生	正 正						

⇒ 太字の部分を手記入する。

(注)：筆者作成。

図表6「売上高分析」



(注)：筆者作成。

図表7「現金出納帳」

現金出納帳				残高照会(実簿額)										現金出納帳	現金過不足					
月	日	摘要	収入	支出	残高	円	1	5	10	50	100	500	1,000	2,000	5,000	10,000	合計	帳簿残高	過不足	
11	2	出資金	67,231		67,231	11月3日	0	0	5	17	149	26	64	0	2	2	122,800	122,800	0	
11	3	追加出資	41,112		108,343	11月4日	0	0	15	33	104	43	93	0	2	4	176,700	176,700	0	
11	3	諸経費支出		68,343	40,000															
11	3	売上収入	82,800		122,800															
11	3	追加出資	1,009		123,809															
11	3	諸経費支出		1,009	122,800															
11	3	過不足調整			122,800															
11	4	売上収入	93,900		216,700															
11	4	追加出資	766		217,466	11月3日	1	5	10	50	100	500	1,000	2,000	5,000	10,000	合計			
11	4	諸経費支出		40,766	176,700	11月4日														
11	4	過不足調整			176,700															
11	4	残 高			176,700															

硬貨と紙幣の枚数を入力

(注)：筆者作成。

これらの入力完了したら、営業を開始し、販売活動の記録を行う。記録の業務の負担軽減を図るため、「日記帳」の日付、時間、商品名、販売個数、客層はリストを作成し、クリックやタップするだけで入力できるように設定している。販売単価や売上高は自動的に計算され、値引きして販売した場合は、実際に販売した単価を直接入力する。

「日記帳」に記録する場合は、原始証憑書類にあたる販売記録用紙に手記入して、それに基づいてエクセルへ入力を行う。また、商品別の販売個数も自動的に明らかになる。

「日記帳」に入力されたデータは、エクセルシートの「売上高分析」に自動的に金額が表示され、時間帯別売上、商品別売上、商品別時間帯別売上、客層別売上、売上回数等の会計情報が自動的に入手できる。これにより、翌日に営業するための材料量やどの客層をターゲットにして販売を伸ばすかといった分析が可能になる。このような管理会計的財務資料はICTを活用しなければ円滑に入手できない情報である。また、グラフについても自動的に表示されるように設定している。

営業活動が終了したら、最後に自動入力された現

金出納帳の金額と実際の現金有高について照合を行い、過不足が生じた場合は原因を明らかにして、過不足がゼロになったらその日の帳簿記入が完了となる。過不足の原因が不明の場合は、現金出納帳の過不足調整の収入欄または支出欄に過不足分の金額を入力する。これらが完了したら、自動的に損益計算書が作成されているため経営成績を円滑に把握することができる。

図表8「損益計算書」

	A	B	C
1	損益計算書 (単位:円)		
2	瑞穂会	2018年11月3日～2018年11月4日	
3	売上高		176,700
4	変動費		26,938
5	貢献利益		149,762
6	固定費		83,180
7	営業利益		66,582

(注)：筆者作成。

営業最終日に、出資者への分配金、還元額、投下資本利益率も自動的に計算され、把握することができる。

以上のように、従来の紙媒体の会計帳簿とICTを利用した会計帳簿を比較するとICT媒体を用いることで記帳の効率性、タイムリーな損益分岐点、利益率、売上高分析等の財務情報について取引記録を行うだけで入手可能となり分析を行うことができる。実際にエクセル会計帳簿を利用した学生から図表9に示された評価を受けた。

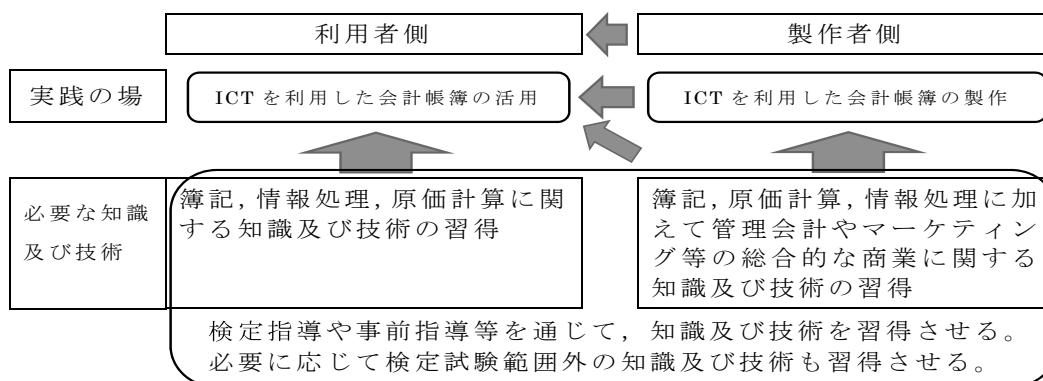
ICTを利用した会計帳簿を使用する場合、その利用者は、簿記、原価計算、情報処理といった損益分岐点等の基本的な知識を事前に身に付けていることが望ましい。また、ICT化した会計帳簿を生徒に製作させる場合は、簿記、原価計算、情報処理に加えて管理会計やマーケティングといった商業に関する総合的な知識を事前に身に付けさせる必要がある。

図表9「エクセルによる会計帳簿の評価」

利 点	検 討 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・損益分岐点がタイムリーに分析できたため、黒字になる目安が読み取れた。また、営業前に黒字になるための販売数量が把握できた。</li> <li>・現金の管理を適切に行うことができた。</li> <li>・販売単価の決定、CVP分析、簿記、現金過不足の管理、利益率といった内容を総合的に学べた。</li> <li>・商品の時間別売上や客層別売上を読み取り、次の日の販売量を予測することができた。</li> <li>・投下資本利益率や利益の分配についても自動的に計算してくれるので助かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑に操作するためには、タブレットやPC等会計帳簿を記録する媒体の他にタッチペン等の付属品も必要。</li> <li>・エクセルのシート内に取扱いに関する説明を入れてほしい。</li> <li>・客層別商品別売上の情報があると、次回の販売数を予測するうえでさらに役立つ。</li> <li>・日記帳に入力した時間が自動的に表示できると時間帯入力の入力負担が軽減する。</li> <li>・予算と実績を比較したかった。</li> <li>・投資した学生の投資額の払戻金を記載する部分がなかった。</li> </ul>

(注)：筆者作成。

図表10「ICTを利用した会計帳簿を扱うための知識及び技術」



製作者＝利用者ということも想定される。

(注)：筆者作成。

利用者と製作者サイドで共通した事前指導の内容もあることから、これらの知識及び技術を習得させるという意味においても検定指導は活かされるのではないだろうか。一般的に資格は、実践の場で活かせるというよりも、自己啓発や知識及び技術を深めるという場面で活用できると考えられてきたが、文化祭等の実践の場においても検定指導の役割は大きいと考える。検定指導でなくても、ICT化した会計帳簿を利活用するために必要な知識及び技術に焦点を当てて生徒の指導に当たるのも妥当な指導法である。

## 5. むすびにかえて

本稿では、ICTを利用した会計帳簿を導入することで、簿記の知識及び技術のみならず、情報処理、原価計算、管理会計、マーケティング等の総合的な商業に関する知識及び技術を実践的な場において学習できることが事例を通じて明らかとなった。ICTを利用した会計帳簿は、様々な情報を入手することが可能であるため、利用者の利便性や効用をより高めることができる。一方、ICTを利用した会計帳簿の帳簿組織を作成する製作者は、商業に関する知識及び技術を総合的に活用して、その利用者に対応した会計帳簿を構築しなければならない。

今回の会計帳簿は筆者が作成したものである。会計ソフトの操作を取り扱う授業も重要であるが、生徒が自ら会計帳簿を作成し、それを文化祭等で実践させるような指導も簿記教育を発展させるためには必要であると考えます。ICTを利用した会計帳簿は単純な入力を行うだけで会計処理が可能となるため、商業科以外の生徒も利用することができる。出資者が多ければ、現金過不足が生じた場合、経営者の会計責任や帳簿記入の意義を身に付けさせることもできる。将来、アプリが個人でも簡単に製作が行えるようになり、個人企業の経営者が法規に準拠しつつ、自社に即した会計帳簿を作成して取引の記録を行う時代が来るかもしれない。

経営者が記録した内容が適正であるか否かは会計士や税理士といった専門家が確認しなければならない。現時点では、AIが会計処理を自動入力できても、それが必ずしも適正に会計処理がなされているというわけではない。例えば、出張で利用したタク

シー代は交通費となるが、自社で懇親会を開催し、取引先の方を会場まで案内するために支出したタクシー代は「交際費」となる。同じタクシー代の支出でも費目が異なるケースがあり、人間が取引の性質を読み取り、記録を行うという場面が多数存在する。

企業の持続可能性を高める要素の1つに簿記があるとすればICTの利用は簿記教育の発展に必要なツールの一部になると事例からも読み取ることができる。

- 
- (1) 本稿の「検定指導」とは、全国商業高等学校協会の簿記実務検定試験、日本商工会議所主催簿記検定試験や全国経理教育協会の簿記能力検定等の資格取得指導をいう。
- (2) 平成30年7月に文部科学省から公表された『高等学校学習指導要領解説 商業編』(14頁。)には、商業の目標が下記のように示されている。
- 「商業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
- ① 商業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
  - ② ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
  - ③ 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。」
- (3) 文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会編』東洋館出版社、平成29年7月、146頁。
- (4) 関根慎吾「公民としての資質・能力の基礎と教養としての簿記教育—新中学校学習指導要領における簿記会計教育のあり方—」『会計』第194巻第1号、森山書店、平成30年7月、41頁。
- (5) 武田隆二『簿記一般教程〔第7版〕』中央経済社、平成20年、276頁。
- (6) Leffson, Ulrich. *Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung*, 1. Aufl., Düsseldorf. 1964., S.49. (高木靖史「会計原則(GoB)の演繹的決定方法の展開(1)—U. レフソンの方法論の考察—」『福岡大学商学論叢』第37巻第2号、福岡大学総合研究所、平成4年9月、21頁。)
- (7) Leffson, Ulrich. *Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung*, 7. Aufl., Düsseldorf. 1987., S.55. (高木靖史「会計原則(GoB)の演繹的決定方法の展開(1)—U. レフソンの方法論の考察—」『福岡大学商学論叢』第37巻第2号、福岡大学総合研究所、平成4年9月、21頁。)
- (8) 渡邊泉『帳簿が語る歴史の真実』同文館、平成28年、3頁。
- (9) 我が国では、昭和25年に青色申告制度が導入され、「正確な会計帳簿」の必要性が認識されてきたため、中小企業向けに昭和24年に経済安定本部企業会計制度対策調査会が「中小企業簿記要領」を公表した。「中小企業簿記要領」には序章に簿記を行う目的として下記の3点が示された。
- ① 正確なる所得を自ら計算し課税の合理化に資すること。
  - ② 融資に際し事業経理の内容を明らかにすることによって中小企業円滑化に資すること。
  - ③ 事業の財政状態及び経営成績を自ら知り、経理計数を通じて事業経営の合理化を可能ならしめること。」と示されており、我が国における中小企業会計に対する問題意識の萌芽をみることができると示されている。(経済安定本部企業会計制度対策調査会編集『中小企業簿記要領』大蔵財務協会、昭和24年、1～2頁及び河崎照行『最新 中小企業会計論』中央経済社、平成28年、32頁を参照。)

(10) 中小企業庁・金融庁「中小企業に関する基本要領」平成24年2月、1～3頁。

(11) 島本克彦「高等学校会計について—米国の取り組みから日本の高等学校会計を考える—」『産業経理』第76巻第4号、産業経理協会、平成29年1月、105頁。

(12) 山本貴啓「AI(人工知能)時代における簿記導入教育のあり方」『日本簿記学会年報』第33号、白桃書房、平成30年8月、52～55頁。

(13) 沼田嘉穂『帳簿組織』中央経済社、昭和49年、19頁。

(14) 同上書、28頁。

(15) 中村元彦『IT会計帳簿論—IT会計帳簿が変える経営と監査の未来—』白桃書房、平成30年、25頁。

## 高等学校における簿記教育の 指導法に関する事例研究 ～事例から見たキャリア教育の関係性～

相原 安澄

1. はじめに
2. 簿記教育の現状
3. 高等学校における事例研究
  - (1) 高等学校を対象とした指導計画案
  - (2) 実際の指導方法
4. 簿記教育とキャリア教育の関係性
5. むすびにかえて

### 1. はじめに

高等学校における簿記教育は、授業内において、検定指導を積極的に行っている高等学校が存在する。特に、商業高等学校(以下、「商業高校」とする。)では、進学や就職等に資格取得は重要である。しかし、授業だけでは、経験上、学習した内容を理解することが困難な生徒もいる。また、授業内で検定指導が可能な商業高校や商業科を設置している高等学校に比べ、簿記の授業を設けていない普通科の高等学校の生徒はどのように簿記の資格取得を目指し、学習していくことができるのか、簿記教育の課題である。

商業高校では、全国商業高等学校主催簿記実務検定試験(以下、「全商簿記検定」とする。)を中心に資格取得を行っている。全商簿記検定は年に2回実施されており、2017年6月25日実施の第84回の受験者は全ての級を合わせ、高校生71,797名、一般218名であり、2018年1月28日実施の第85回は、高校生152,366名、一般299名であった<sup>1)</sup>。全国商業高等学校が主催しているため、商業高校からの受験者が多い。

しかし、商業科が設置されている高等学校の生徒の中で普通科に在籍していながらも、進路にむけてキャリアアップするため、簿記の資格を取得したいという意思をもっている生徒も存在するであろう。このように、自立的な進路の意思決定能力を充実させるという意味で、資格取得を目指している生徒にも簿記検定の指導は必要であると考えられる。

商業高校は毎年減少してきていることが現状である<sup>2)</sup>。よって、商業高校や商業科が設置されている高等学校以外でも、簿記の知識を持った人材が必要となってくるのである。本稿では、商業高校や商業科が設置されていない普通科、簿記の授業が設けられていない高等学校、コース選択等で簿記を選択していない生徒を対象とした資格取得指導の事例を踏まえて、商業高校以外の高等学校において資格取得の実行可能性について検討する。

### 2. 簿記教育の現状

高等学校における商業教育の目的として、文部科学省が2018年7月に公表した高等学校学習指導要領解説商業編では、「商業の見方、考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指す<sup>3)</sup>として、以下の3つが掲げられている。「(1) 商業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。(2) ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。」<sup>4)</sup>と示されている。特に簿記・会計分野は、商業科目で最も重視している分野として、これからの経済社会の発展を図るために重要な科目となっている<sup>5)</sup>。

我が国の教育の在り方として、「生きる力」を育むことを掲げている<sup>6)</sup>。「生きる力」とは、①基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力「確かな学力」②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性」③たくましく生きるための「健康・体力」であり、高等学校では授業において、この3つをバランスよく育てていくことが重要である<sup>7)</sup>。

しかし、高等学校での簿記・会計教育は全商簿記検定を中心として行われている。全商簿記検定は、「高校で使用している教科書に基づいて出題される

基礎・基本を重視した試験で、学校で行われる日頃の学習成果を測るという側面もち、さらに、ビジネスの社会で求められる知識やスキルを身につけた人材の育成と、資格取得を機会にキャリア・アップを目的として実施させる検定試験<sup>8</sup>として位置付けられており、高等学校の授業での理解度を測るための検定であることがわかる。図表1では、全国の高校生を対象とした全商簿記検定受験者数を表している。

全商簿記検定は、年に2回行われており、その実施月により受験者が大幅に変動することがわかる。偶数回は毎年6月、奇数回は毎年1月に行われている。図表1のように、6月よりも1月に受験をする高校生が多い理由として、全商簿記検定は授業での理解度を測るための検定試験であることから、各級とも授業の範囲が終わった段階で受験するため、6月検定と1月検定を比較した場合、圧倒的に1月検定の受験者が多いと推測することができる。しかし、実施月によって受験者数は変動するものの、年度別に比較すると、大きな変動は見られない。全国の高等学校での受験が定着しているように考えられる。

よって、授業を行った上での確認のための検定試

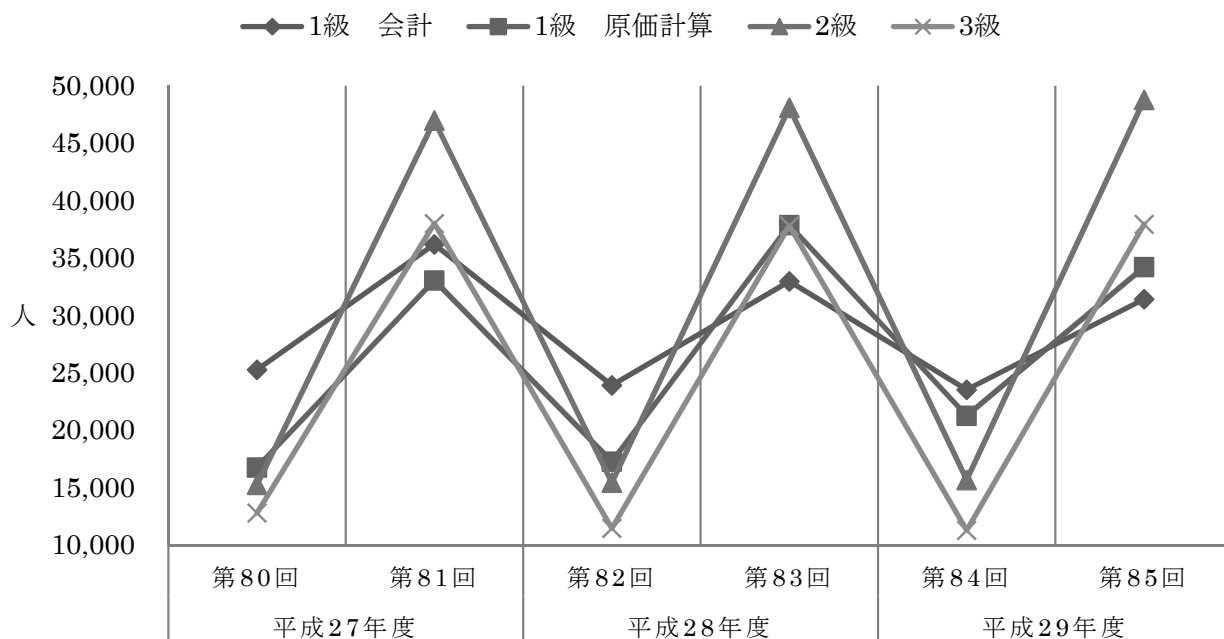
験であるということになるが、実際の教育現場はどのような形でこの検定試験を活用しているのだろうか。

実際に高等学校で指導した際、2学年の簿記の授業を担当した。簿記の授業は週に6時間設けられていたが、全て検定試験対策の授業であった。授業で使用する教科書も、検定試験対策の問題集のみであった。

「高校では主に商業科において、商業簿記、工業簿記などの資格試験対策として授業がなされるのが一般的なようである。」<sup>9</sup>と阿部仁氏も述べている。また、我が国では検定試験を介して大学との接続を考えており、検定資格合格を目標としてなされている場合もある<sup>10</sup>。このように、検定のための授業になっている高等学校も存在することが現状である。

しかし一方では、検定試験は生徒の学習意欲を刺激するうえで有効であり、これを目標に積極的に学習する生徒が多いという意見もある<sup>11</sup>。高等学校では生徒に興味関心を持たせ、積極的に授業に取り組むような工夫が必要である。検定試験合格という一つの目標に向かって努力するという目的を掲げることも必要であるかもしれない。

図表1：高校生を対象とした全商簿記検定受験者の推移



(出所) 公益財団法人 全国商業高等学校協会「簿記実務検定試験受験者・合格者集計」を参考に著作作成。

URL:<http://www.zensho.or.jp/puf/examination/pastexams/statisticaldata.html> (アクセス：2018,11,25を参照されたい。)



そうになると、授業では検定のための授業になってはならないという意見と、検定試験を一つの目標として掲げるという意見では、相違が出てくる。では、検定試験を目標とする場合、授業外で学習時間を設けることが可能であれば、資格取得を目指す生徒も授業と資格取得のための学習を区別して学ぶことができるのである。また、授業の理解度を測るための検定試験を全商簿記検定とするならば、他にキャリアアップのため、日本商工会議所主催簿記検定(以下、「日商簿記検定」とする。)を目標とし、授業外での指導はできないのであろうか。

日商簿記検定とは、企業の経理事務に必要な会計知識や財務諸表を読む力、経営管理や分析力が身に付き、社会人に役立つ資格として、また公認会計士や税理士の国家資格を目指す人、他の資格と組み合わせることでキャリアアップのための資格の一つである<sup>12</sup>。

高校生は、進学や就職をする際、全商簿記検定を取得して、進路に役立っている者が多い。しかし、高等学校卒業後すぐに就職することができたとしても、数年働いた後、転職を希望したとき、高等学校で取得した全商簿記検定は、どこまで役に立つか、どのくらいの効果があるのか、高校生は理解せずに学んでいるケースもある。

全商簿記検定が高等学校において、授業の理解度を測るための検定試験であるため、理解度を自覚したうえで、高等学校卒業後も誇れる資格として、日商簿記検定に挑戦する高校生が今後増えてくるのではないかと予想される。

日商簿記検定指導の一例として、千葉商科大学会計教育研究所の実践の場である瑞穂会(以下、「瑞穂会」とする。)では、日商簿記検定の資格取得講座を開講している。これは、大学の正規の授業とは異なり、授業外で行っているものである。図表2では、大学生における日商簿記検定3級の指導計画案を示している。

瑞穂会では日商簿記検定の資格取得を目標とした学生を対象に、受験指導を行っている。その中で、日商簿記検定3級の指導計画案を示す。日商簿記検定は年3回実施されているが、その中で最も学習期間が短い6月検定に向けた指導計画案を図表2で示している。大学の授業外で行っているため、大学の授業がない土曜日や日曜日、祝日や連休を活用して

講座を行っている。検定日が6月の第2日曜日のため、6月の講座は少なくなっている。

まず、講座開始の1日目から7日目は、午前に日商簿記検定3級の教科書を活用して講義を行い、午後は問題演習を行う。教科書で説明が不足している点は、問題集を活用する。そして、課題として類似問題を反復練習させる。

基本的な講義が終了後、8日目から15日目は教員独自で作成したパート別問題を解かせる。教科書で学んだ基礎的な部分を土台とし、検定試験レベルの応用問題も含まれているため、より検定に沿った題問ごとの問題演習を行うことができるのである。

最後に16日目から20日目は、検定試験直前であるため、模擬試験問題や過去問題で対策をしていく。題問ごとに時間を区切って、検定試験を意識させ、緊迫感をもって取り組ませることができる。

瑞穂会のように高等学校でも資格取得を目標としている生徒に対して、学ぶ場所を提供することはできるのではないか。進学する生徒や就職する生徒の進路に沿った検定指導も重要である。

### 3. 高等学校における事例研究

#### (1) 高等学校を対象とした指導計画案

大学生を対象とした日商簿記検定3級の指導計画案を図表2で示したが、高等学校では教員の業務が多く、短期間で検定指導に多くの時間を有することが困難である。よって、長い期間で、少しずつ指導していくことができるように、図表2を参考に高校生を対象とした日商簿記検定3級の指導計画案を図表3で示す。

商業高校においても、授業時間が1コマ50分前後のため授業で検定指導をすることが困難である。検定指導をするためには、授業外で時間を設けることが必要であり、これを考慮した場合、放課後の部活動の時間が最適であると考えられる。しかし、部活動としたとき、他の部活動をしている生徒はどちらか一方を選択しなければならないという状況も考えられる。よって、図表3の指導計画案は、他の部活動と並行しながら資格取得も目指せるよう、一週間に一度、検定前は二度程度に指導ができるように作成している。教員も他の部活動を担当していたとしても、一週間に1・2回程度は、資格取得の指導も可能

図表2：大学生における日商簿記検定3級指導計画案

月	授業日数	授 業	時間	内 容	
				講座内	課題
4月	1	講義・問題演習(同じ問題を2回)	7時間	簿記の目的、簿記一巡	残りの問題
	2	講義・問題演習(同じ問題を2回)	3時間	商品売買、現金及び預金	残りの問題
	3	講義・問題演習(同じ問題を2回)	3時間	手形、訂正仕訳	残りの問題
	4	講義・問題演習(同じ問題を2回)	3時間	試算表の作成	残りの問題
	5	講義・問題演習(同じ問題を2回)	3時間	伝票、決算	残りの問題
	6	講義・問題演習(同じ問題を2回)	3時間	決算	残りの問題
GW	7	講義・問題演習(同じ問題を2回)	7時間	P/L・B/S	残りの問題
	8	パート別(第1問・第3問対策)	7時間	仕訳・試算表	残りの問題と2回目
	9	パート別(第2問・第5問対策)	7時間	勘定記入・精算表	残りの問題と2回目
	10	パート別(第5問対策)	7時間	P/L・B/S	残りの問題と2回目
5月	11	パート別(第5問対策)	7時間	精算表	残りの問題と2回目
	12	パート別(第3問対策)	3時間	仕訳日計表・試算表	残りの問題と2回目
	13	パート別(第4問対策)	3時間	訂正仕訳・伝票	残りの問題と2回目
	14	パート別(第5問対策)	3時間	P/L・B/S	残りの問題と2回目
	15	パート別(第3問対策)	3時間	試算表	残りの問題と2回目
	16	模擬試験	7時間	過去問題 → 解説	同じ問題の2回目
6月	17	模擬試験	7時間	過去問題 → 解説	同じ問題の2回目
	18	模擬試験	7時間	過去問題 → 解説	同じ問題の2回目
	19	模擬試験	7時間	過去問題 → 解説	同じ問題の2回目
	20	模擬試験	7時間	過去問題 → 解説	同じ問題の2回目

\* パート別とは、各題問ごとに教員独自で作成した練習問題である。

(出所) 著者作成。

図表3：高校生における日商簿記検定3級指導計画案

月	授業日数	授 業	時間	内 容	
				部活動	課題
11 (週1日)	1	講義・問題演習	3時間	簿記の目的、簿記一巡	残りの問題と2回目
	2	講義・問題演習	3時間	商品売買、現金及び預金	残りの問題と2回目
	3	講義・問題演習	3時間	手形、訂正仕訳	残りの問題と2回目
	4	講義・問題演習	3時間	試算表の作成	残りの問題と2回目
12 (週1日)	5	講義・問題演習	3時間	伝票、決算	残りの問題と2回目
	6	講義・問題演習	3時間	決算	残りの問題と2回目
	7	講義・問題演習	3時間	P/L・B/S	残りの問題と2回目
1 (冬期休暇後、週2日)	8	パート別(第1問対策)	3時間	仕訳	同じ問題の2回目
	9	パート別(第3問対策)	3時間	試算表	同じ問題の2回目
	10	パート別(第2問対策)	3時間	勘定記入	同じ問題の2回目
	11	パート別(第5問対策)	3時間	精算表	同じ問題の2回目
2 (週2日)	12	パート別(第3問対策)	3時間	仕訳日計表	同じ問題の2回目
	13	パート別(第4問対策)	3時間	訂正仕訳	同じ問題の2回目
	14	パート別(第5問対策)	3時間	P/L・B/S	同じ問題の2回目
	15	パート別(第4問対策)	3時間	伝票	同じ問題の2回目
	16	模擬試験	3時間	過去問題 → 解説	同じ問題の2回目
	17	模擬試験	3時間	過去問題 → 解説	同じ問題の2回目
	18	模擬試験	3時間	過去問題 → 解説	同じ問題の2回目
	19	模擬試験	3時間	過去問題 → 解説	同じ問題の2回目
	20	模擬試験	3時間	過去問題 → 解説	同じ問題の2回目

\* パート別とは、各題問ごとに教員独自で作成した練習問題である。

(出所) 著者作成。

であると考え。

他の部活動と並行してまで教員が部活動を担当する理由としては、部活動も教育の一環であり、資格取得の指導においても知識・技術のみならず、人間性も教育していくことが重要であると考え。よって、高等学校での資格指導は大学のように外部から講師を招いて講義を行うのではなく、生徒を身近で支援している高等学校の教員が行うことにより、各々に合った指導法が実践できるため最適である。

高等学校は、授業の他に学校行事や部活動など、教員の業務が多いため、比較的時間を設けることができる冬季期間に合わせて計画案を作成した。

まず、講義開始1日目から7日目は、教科書を使用し講義を行っていく。しかし、高等学校の放課後の時刻、16時から19時程度しか時間が取れないため、教科書で説明と同時に、問題演習を通して指導していく。始めは一週間に一度の指導のため、問題演習の課題を課すのである。教科書を活用しての基礎的な部分が終了後、教員独自在作成した応用問題を解かせる。その後、検定直前には、模擬試験問題を行う。題問ごとに点数をつけ、どの題問が苦手かを把握し、苦手な問題を課題として練習させるのである。

学校での学習時間が多く確保できないため、生徒は十分に課題をやらなければならない。高校生においても大学生と同じように、自ら考え、自ら学ぶ力を育むことが重要であるため、「教員たちは、学生たちが一生懸命に勉学するように側面から助けること、つまり、学生たち自身の自発的な努力 (directed effort) によって学ぶように助ける点に教員の目的がある。」<sup>13</sup>とA.C.Littleton氏が述べているように、自ら学ぶ力を尊重し、支援していくことが重要である。

## (2) 実際の指導方法

実際に高等学校での指導計画案を普通科の高等学校で指導した際、授業時間以外の部活動の時間のみで、簿記の資格指導の実行可能性を検証する。年3回行われる日商簿記検定に毎回受験することが不可能であっても、1回の検定に絞って目指すことは可能である。このように、授業で検定試験対策が行われない普通科の高等学校においても、指導計画案の

ように指導することで、簿記の資格取得を目指すことが可能であるか。

秋田和洋女子高等学校BK & PC部の顧問、相原浩嗣氏に指導計画案を参考に検定指導を依頼した<sup>14</sup>。顧問の先生はソフトテニス部とBK & PC部の両方を担当しているが、ソフトテニス部は毎年全国大会に出場する成績をもっており、大会が行われる春から秋にかけては多忙のため、BK & PC部は週に一度程度の活動となっている。

よって、図表3のように、目標とする検定は2月検定とし、11月から指導を開始する計画案に基づいて指導をした。

秋田和洋女子高等学校は、普通科の高等学校であり、2年次からはコースに分かれて学習を行うカリキュラムがある<sup>15</sup>。その中にあるビジネスコースでは簿記が3コマ設定されているが、教科書で簿記の基礎から学習していく内容であり、授業の学習のみでの資格取得は困難なものであるため、キャリアアップのために資格取得を目指す生徒はBK & PC部に所属するのである。所属生徒の中には、コースに分かれる前の入学時から簿記を学びたい生徒や、3年生で進路が決まり、進学する前に資格を取得しておきたい生徒など様々な生徒が所属している。

まず11月から12月は、教科書を活用し基本的な内容を講義し、問題集を活用してその日の確認を行う。教科書で不足のところを補いながら、説明する場面もあった。活動時間は平日の放課後16時から19時程度である。毎回、残った問題は次回までの課題とし、予習を行ってきた生徒もいたようである。

高等学校での定期試験の期間や教員の会議もあり、予定通り実施することができなかった日もあったが、曜日や時間を調整し、冬季休業期間前に基本的な部分を完了することができた。

冬季休業期間明けから、今度は教員独自で作成した題問別のパート別問題を活用し、応用問題に取り掛かった。基本問題から急に応用問題にレベルが上がるため、生徒たちは一人で解くことができない問題もあったが、他学年の部員と相談し、教え合いながら、互いに解決に導く姿より、日々の成長を見受けられた。同じ問題を次は自身で解決できるようにと、課題としてもう一度同じ問題に挑戦させた。

検定直前期は、模擬試験問題を行い、題問別に時

間を区切って練習させた。模擬試験問題において、生徒一人ひとりの苦手な分野が点数として目に見えてきたため、それぞれに必要な問題を作成し、検定試験までの期間で学習をしていった。

その結果、部員全員が合格することができ、現在は日商簿記検定2級を目指し、学習をしている。資格取得に向け、生徒たちは学習のみならず、部員と協力し、一つの目標に向かって努力することで、自信という精神的な側面にも良い影響を与えた。合格した生徒の中には、簿記・会計を学ぶために進学を希望する生徒、卒業後は就職するために、高等学校卒業後も資格を誇れる日商簿記検定の上級を目指す生徒、また簿記の学習をしたことで、興味を持ち、進路を見据えて考えている生徒もいる。同じ目標に向かってきた生徒たちが感じていること、考えていること、そして将来の道も異なってくるのである。生徒たちは、簿記・会計教育を通して自ら進路を考え始めたのである。

#### 4. 簿記教育とキャリア教育の関係性

我が国の文部科学省は、中央教育審議会において、高等学校は我が国の多くの若者にとって社会に出る直前の教育段階であり、自らの視野を広げ、進路を具体化し、それまでに育成した社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を専門分野の学修を通じて伸長・深化させていく段階であるとキャリア教育の基本的な考え方として示している<sup>16</sup>。また、「高校生においては、中学生と比べて更に独立や自立の要求が高まるとともに、所属する集団も増え、集団の規則や社会のルールに従い、互いに協力しながら各自の様々な役割や期待にこたえて円滑な人間関係を築いていくことが求められる時期。また、自我の形成がかなり進み、人間がいかにあるべきかについて考えるとともに、自己の将来に希望を抱き、その実現を目指して進んで学習に取り組む意欲を持ち、自己の個性や能力を生かす進路を自らの意思と責任で選択し、決定していく時期」<sup>17</sup>でもある。

高校生は入学後、時間が経つにつれて高等学校卒業後の進路について考えはじめ、進学する者、就職する者、それぞれである。図表4では高等学校学科別進路の比較を表した。普通科の生徒は、63.9%が

大学や短期大学へ、21.5%が専修学校や公共職業能力開発施設等へ進学し、8.4%が就職している。総合学科は35.3%が大学や短期大学へ、31.3%が専修学校・公共職業能力開発施設等へ進学し、27.5%が就職している。商業科は27.2%が大学や短期大学へ、27.1%が専修学校や公共職業能力開発施設等へ進学し、42.4%が就職している。普通科出身者は大学や短期大学への進学者が多く、総合学科出身者はそれぞれバランスよく、そして商業科出身者は、就職者が多いことが比較することで見えてきた。

高等学校では、この進路指導を卒業が近づいてから開始する学校と、入学してから3年間かけて実施している等、それぞれの高等学校によって、異なっている。だが、キャリア教育は、高等学校だから実施するものではなく、幼児期の段階から関係しており、各発達段階においてそれぞれキャリア教育の課題が設けられている<sup>18</sup>。

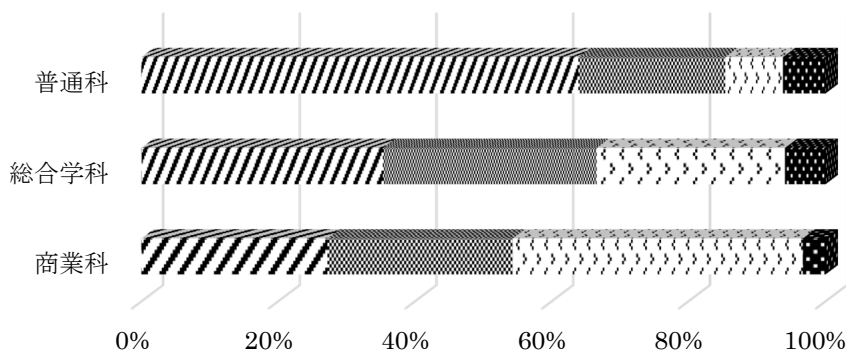
進学や就職と進路が異なる生徒がいる中で、高等学校ではキャリア教育をどのように行っていけばよいのであろうか。

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育が「キャリア教育」であり、特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践される<sup>19</sup>。

簿記教育を通して、どのようにキャリア教育を行っていくことが可能であるか。一考察として、高等学校の文化祭である。簿記・会計を学習した知識を活かし、実践的にモノやお金の流れを学ぶことができるからである。また、同時に会計帳簿まで作成し、文化祭終了後も引き続き、損益計算書を作成し、分析していくことで、身近に簿記・会計について考えることができるのではないかと考える。そしてその後、企業研究などを通して、将来どのような企業に勤めたいかを考え、自分がどのように活躍していくかを生徒に考えさせることができるのではないかと考える。

実際に瑞穂会で日商簿記検定を取得した大学生が中心となり、文化祭で出店した。大学生はアルバイト経験がある者もあり、モノやお金の流れはある程度把握できていた。実際に原価を計算し、利益を出すためには単価をいくりに設定し、最低でもいくつ

図表 4：高等学校学科別進路の比較



	商業科	総合学科	普通科
大学・短期大学	27.2%	35.3%	63.9%
専修学校・公共職業能力開発施設等	27.1%	31.3%	21.5%
就職者	42.4%	27.5%	8.4%
その他	3.3%	5.9%	6.2%

斜線 大学・短期大学    格子 専修学校・公共職業能力開発施設等    点線 就職者    黒塗り その他

(出所) 文部科学省「高等学校卒業者の学科別進路状況」を参考に著者作成。

URL：http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/shinkou/genjyo/021203.htm (アクセス：2018,12,10を参照されたい。)

販売しなければ損失が出てしまうのか、資格取得のために学習した知識を出し合い、計画を練って目標を設定していた。今回は帳簿を付けるまでであったが、今後は分析まで行き、大学卒業後の就職先までみつめて考えることができればキャリア教育との関連性を見出すことができる。また身近な例として、文化祭を提案したが、キャリア教育は様々な教育活動を通して行うことができるため、高等学校や大学のみに関わらず、簿記教育を通して、どのようにキャリア教育を行っていくことができるのか、今後の検討課題としていきたい。

そして、「学校、家庭、地域がそれぞれの教育力を発揮しながら協力、連携して子どもたちの教育を進めていくことは、進路指導のみならず、これからの教育の大きな課題でもあります。」<sup>20</sup>と鹿嶋研之助氏が述べているように、教育現場のみではなく、様々なところで、キャリア教育に触れる機会ができないか、考えていきたい。

一例として、学校では授業のみではなく、教員という仕事を身近で見ることができる。そして、様々な人の心に触れることができる集団であるため、人

間性も学ぶことができる。家庭においては、家族の仕事に興味を持ち、家庭での会話の中で社会を知る機会が増え、また家庭内での役割においても学ぶことはある。それだけではなく、地域の住民や社会などが学校と連携をして、キャリア教育を行う場を設けることが可能であれば、高等学校の3年間を通して将来を考えることができるのである。

## 5. むすびにかえて

本稿では、高等学校における日商簿記検定の資格取得指導について述べてきた。高等学校での資格取得指導は、授業のみで行うのではなく、放課後の部活動の時間を活用して、取り組むことによって、商業高校以外においても効果的に実践することができることを事例により証明した。簿記教育は商業高校や商業科を設置している高等学校のみの資格ではなく、簿記の授業を設けていない高等学校においても資格取得は可能であり、それぞれの進路に関わってくる。よって、簿記の授業が設置されていない普通科の生徒も、指導する教員と学習環境次第で、日商簿記検定を取得することが可能であると証明するこ

とができた。

また、部活動の一環として資格取得を目標として活動することで、学習の知識のみではなく、部員と協力して教え合い、人間性も高めることができると考える。このように、簿記教育を通して、キャリア教育が発展していくことで、早い段階から将来を考えることができる。資格取得を目指しても実際には全員が取得することは、困難な場合もある。しかし、資格をもっていなくても学習する過程で、成長する場面はある。

よって、資格取得のみがキャリア教育につながるのではなく、学習する過程で身についた知識や、教え合うことで成長する人間性、そして目標に向かって努力することで、各々の進路は異なるけれど、将

来を見据えることができる。教育現場のみではなく、様々な環境で早い段階からキャリア教育に触れる機会を作ることはできないか、今後の簿記教育を通してキャリア教育を行うための課題として検討していきたい。

- 1 公益財団法人全国商業高等学校協会 簿記実務検定試験申込者数・受験者数・合格者数集計表 ([http://www.zensho.or.jp/puf/download/statisticaldata/boki\\_H29.pdf](http://www.zensho.or.jp/puf/download/statisticaldata/boki_H29.pdf) (アクセス: 2018,12,21)) を参照されたい。
- 2 文部科学省 高等学校学科別生徒数・学校数 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shinkou/genjyo/021201.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/genjyo/021201.htm) (アクセス: 2018,12,16)) を参照されたい。
- 3 文部科学省『高等学校学習指導要領解説商業編』実教出版,2018年7月,14頁。
- 4 同上, 14頁。
- 5 全国商業高等学校長協会『商業教育130周年記念「次期学習指導要領にむけて」現行学習指導要領に基づく教育課程(商業)の実施状況と課題そのI』2014年10月,6頁。
- 6 文部科学省 学習指導要領「生きる力」 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm) (アクセス: 2018,12,5)) を参照されたい。
- 7 同上。
- 8 公益財団法人 全国商業高等学校協会 (<http://www.zensho.or.jp/puf/examination/bookkeeping.html> (アクセス: 2018,11,25)) を参照されたい。
- 9 阿部仁「会計教育の現状と課題」福山大学経済学研究会,2003年3月,221頁。
- 10 島本克彦「高等学校会計について—米国の取り組みから日本の高等学校会計を考える—」『産業経理』第76巻第4号,2017年1月,105頁。
- 11 柴野重則「高校における簿記会計教育」『企業会計』34(5)中央経済社,1982年,5月,99頁。(共同研究:久野光朗「会計教育はこれでよいか—日本・アメリカにおけるカリキュラムを中心として—」)
- 12 日本商工会議所 簿記検定 (<https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/about> (アクセス: 2018,12,7)) を参照されたい。
- 13 A. C. Littleton, The Purpose of Accounting Education Proceedings of International Conference on Accounting Education,1962.10,pp12-20. (徐龍達訳「リトルトン教授『会計教育の目的』」『會計』87(2), 森山書店, 1965年2月, 142頁。)
- 14 秋田和洋女子高等学校 BK & PC 部は、簿記・会計分野と情報処理分野の資格取得を目指している部活動である。入部した生徒の希望を重視し、簿記・会計分野の資格取得を目指すか、情報処理分野の資格取得を目指すか決めている。
- 15 秋田和洋女子高等学校 特色のあるコース制度 (<http://www.akitawayo-h.ed.jp/introduction/course.html> (アクセス: 2018,12,7)) を参照されたい。
- 16 文部科学省 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」2011年1月41～52頁。 ([http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2011/02/01/1301878\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/02/01/1301878_1_1.pdf) (アクセス: 2018,12,16)) を参照されたい。
- 17 鹿嶋研之助 商業教育研究会資料「キャリア教育の歩みとこれからの課題—新学習指導要領を視野に入れて—」17頁。
- 18 同上,16～18頁。
- 19 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について<抜粋>」 ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryu/attach/1303768.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryu/attach/1303768.htm) (アクセス: 2018,12,17)) を参照されたい。
- 20 鹿嶋研之助『進路指導を生かす 総合的な学習』実業之日本社,2000年3月,51頁。

## ◆平成30年度 瑞穂会報告

会計教育研究の実践の場である「瑞穂会」では、受験者が減少傾向にある会計資格を指導・周知させることで会計教育の発展に寄与するための研究・指導を行っております。平成30年度の活動は以下のとおりです。

### 1. 第68回税理士試験講座

○現役生が税理士試験簿記論・財務諸表論に科目合格しました！

今年度の税理士試験・簿記論合格者数は1,770名(受験者数11,941名・合格率14.8%)・財務諸表論合格者数は1,179名(受験者数8,817名・合格率13.4%)でした。平成30年度の税理士試験結果は以下のとおりです。

#### 第68回税理士試験結果

受 験 回	第68回	
	簿 記 論	財 務 諸 表 論
受 験 者 数	7名	7名
合 格 者 数	4名	1名
瑞穂会合格率	57.1%	14.3%
全 国 合 格 率	14.8%	13.4%

### 2. 資格の大原 大原大学院大学主催 全国大学対抗簿記大会(1級の部)

平成30年度に実施された全国大学対抗簿記大会において今年も、団体戦優勝・準優勝となりました。瑞穂会は団体戦全国優勝7連覇です。また、平成30年秋季第62回全国大学対抗簿記大会においても優勝・準優勝となりました。

第61回大会	第62回大会
団体戦 優 勝	団体戦 優 勝
個人戦 準優勝	個人戦 準優勝
個人戦 準優勝	個人戦 優 勝

### 3. 資格の学校TAC主催 簿記チャンピオン大会(1級の部)

簿記チャンピオン大会では、6月大会・11月大会とも入賞し、6月大会は初の団体戦全国優勝を成し遂げました。

平成30年6月大会	平成30年11月大会
団体戦 優 勝	団体戦 5 位
個人戦 3 位	

### 4. 日本商工会議所簿記検定講座

日本商工会議所簿記検定結果は以下のとおりです。

#### 日本商工会議所簿記検定1級結果

受 験 回	第149回	第150回
受 験 者 数	33名	35名
合 格 者 数	16名	5名
瑞穂会合格率	48.5%	14.3%
全 国 合 格 率	13.4%	9.0%

#### 日本商工会議所簿記検定2級結果

受 験 回	第148回	第149回	第150回
受 験 者 数	52名	52名	72名
合 格 者 数	33名	21名	29名
瑞穂会合格率	63.5%	40.4%	40.3%
全 国 合 格 率	29.6%	15.6%	14.7%

※第148回は平成30年2月25日実施。

#### 日本商工会議所簿記検定3級結果

受 験 回	第148回	第149回	第150回
受 験 者 数	13名	55名	17名
合 格 者 数	13名	40名	16名
瑞穂会合格率	100.0%	72.7%	94.1%
全 国 合 格 率	48.9%	44.3%	43.8%

※第148回は平成30年2月25日実施。

### 5. 瑞穂会での瑞穂祭参加について

11月に行われた瑞穂祭(文化祭)に瑞穂会所属の学生がラーメン屋を出店しました。瑞穂会において、資格取得をした学生が簿記・会計の実践的な取り組みの事例の一つとして活動をしました。また、多くの企業の方にご協賛いただき改めて感謝申し上げます。

文化祭等の様子を一部紹介いたします。



## 千葉商科大学会計教育研究所

所 長 榊 岡 源一郎  
専任講師 渡 邊 圭  
助 教 久保田 俊 介  
助 教 相 原 安 澄

### 執筆者紹介

- 榊 岡 源一郎 - 千葉商科大学副学長、会計教育研究所所長、商経学部教授  
菅 哲 人 - 国税庁長官官房企画課情報技術室長  
鹿 嶋 研之助 - 千葉商科大学名誉教授、会計教育研究所参与  
谷 川 喜美江 - 千葉商科大学商経学部准教授  
渡 邊 圭 - 千葉商科大学会計教育研究所専任講師  
相 原 安 澄 - 千葉商科大学会計教育研究所助教

平成 31 年 3 月 20 日発行

### 会計教育研究 Vol.5

編集発行者 千葉商科大学  
会計教育研究所  
発 行 所 〒272-8512  
千葉県市川市国府台 1-3-1  
電話 047-371-6766  
印 刷 所 有限会社 銀座タイプ印刷社

ISSN 2189-2822



**CUC** 千葉商科大学  
Chiba University of Commerce